

官報

号外
昭和六十二年二月二十六日

○第百八回 衆議院会議録 第八号

昭和六十二年二月二十六日(木曜日)

議事日程 第九号

昭和六十二年二月二十六日

午後零時三十分開議

第一 資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

宮澤大蔵大臣の帰国報告についての発言及び質疑

坂井弘一君の故議員玉置和郎君に対する追悼演説

午後零時三十二分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(原健三郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

佐々木良作君から、海外旅行のため、三月一日から八日まで八日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、資金運用部資金法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。大蔵委員長池田行彦君。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔池田行彦君登壇〕

○池田行彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び

び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近における内外の経済金融環境の変化に対応して、資金運用部資金の機能を円滑に發揮し、国民経済の要請に一層的確にこたえるため、資金運用部預託利率について、市場金利の動向に対応し、弾力的に変更を行うとともに、資金運用部資金の運用対象を拡大しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、資金運用部預託金については、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、預託者側の事情に配慮して、資金運用審議会の意見を聞いた上、政令で定める利率により利子を付することとしております。

第二に、資金運用部資金を外国政府、国際機関及び外国の特別の法人の發行する債券に運用できるものとし、その金額は、資金運用部資金の総額の十分の一を超えてはならないこととしております。

そのほか、資金運用審議会の権限等について所要の規定を設けることとしております。

本案は、昨二月二十五日宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国務大臣の発言(帰国報告について)

○議長(原健三郎君) 大蔵大臣から、帰国報告について発言を求められております。これを許します。大蔵大臣宮澤喜一君。

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 私は、去る二月二十二日パリにおいて開催されました主要国蔵相・中央銀行総裁会議に国会のお許しを得て出席してまいりました。

このたびの会議には、サミット参加七カ国のうちイタリアを除く六カ国の蔵相及び中央銀行総裁が参加いたしました。この機会に、会議後発表されました声明の概要等につきまして御報告を申し上げます。

まず、東京サミットの経済宣言の枠組みの中において行われている多角的監視の一斑といたしまして、各国の経済動向及び見通しの吟味が行われました。

その結果、インフレなき持続的成長、金利低下等、先進国経済の積極面が評価される一方、経常収支不均衡に対する懸念が表明されました。また、保護貿易主義の防正への決意と新ラウンドの貿易交渉に対する支持、開発途上国の債務問題解決のための協調的努力の重要性等が確認されました。

各国の政策協調につきましては、より均衡のとれた世界経済の成長を促進し、現在の国際的不均衡を是正するため、政策協調の努力を強めることが合意されました。経常収支黒字国は、物価の安定を維持しつつ、内需を拡大して対外黒字を縮小するための政策をとることを約束しました。また、経常収支赤字国は、国内不均衡及び対外赤字を縮小しつつ、インフレなき安定成長を促すための政策をとることを約束しました。そして、その目的のため、各国がそれぞれ具体的な政策を行うことに合意をいたしました。

我が国は、次の四点を表明いたしました。第一に税制全般にわたる抜本的見直し我が国経済の

昭和六十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号

宮澤大蔵大臣の帰国報告についての発言 帰国報告についての発言に対する中島源太郎君の質疑

一〇二

活力の維持増進に資するものであること、第二に昭和六十二年度予算の速やかな実施を確保するため、その成立に全力を傾注すること、第三に総合的な経済政策が、経済情勢に即し、予算成立後準備されることとなること、第四に公定歩合を二月二十三日から引き下げることであります。

一方米国は、財政赤字の削減を表明いたしました。具体的には、財政赤字の対GNP比を一九八七会計年度の三・九％から一九八八会計年度に二・三％に削減するとの観点から、一九八八会計年度における政府支出の伸びを一％未満に抑制することを表明いたしました。また、競争力改善のための広範な政策の導入等をも提案いたしております。

我が国と同様経常収支黒字国である西独は、民間部門の活動と投資に対するインセンティブの強化を目的とした包括的税制改革により、個人及び法人の税負担を軽減する政策を遂行すること等を表明いたしました。

その他の国々も、インフレなき安定成長を維持し、国内及び対外均衡をたらずような政策運営を行うことを表明いたしました。

為替レートにつきましては、ブラザ合意以来の為替レートの変化が今や基礎的な経済諸条件におおむね合致したという各国間の共通の認識をベースとして、為替レートがこれ以上大きく変動することは各国における成長及び調整の可能性を損なうおそれがあること、したがって、現状においては各国は為替レートを当面の水準の周辺に安定させることを促進するために緊密に協力することが合意されました。

これは、私が昨年の秋以来ペーカード財務長官との間で行ってきた為替安定についての二国間の話し合いを多国間に広げたものであり、極めて有意義なものと考えられます。この合意が為替相場の安定に資することを強く期待をいたしております。

東京サミットの経済宣言では、政策協調のた

め、経済指標を使用して経済の多角的監視を強化することとされております。今回の会議では、この多角的監視のやり方について経済指標の使用を一層改善していくことについても合意されました。この多角的監視は、他国に特定の政策をとることを強制するものではないとされています。ただ、経済の相互依存関係が緊密になってきていることから、各国が自国の政策の国際的影響を考慮しつつ政策運営を行うことが望ましいという共通の認識がますます強くなっていることが、これらの合意の背景になっております。

なお、世界経済における新興工業国、いわゆるNICSの役割の重要性についても話が出ましたが、NICSが貿易障壁を削減し、自国通貨が基礎的な経済諸条件をより一層反映できるよう政策をとることにより、開かれた世界貿易体制を守るためのより大きな責任を果たすことが重要であるとの認識が示されました。

今回の会議は、為替の安定の重要性につき各国が合意に達し、為替レートを安定させるために緊密に協力することが明確に合意された点で、意義深いものであったと考えます。今回の合意により、我が国経済にとって大きな課題である為替レートの安定が実現されることを強く期待いたしております。(拍手)

国務大臣の発言(帰国報告について)に対する質疑

○議長(原健三郎君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを允許します。中島源太郎君。

〔中島源太郎君登壇〕

○中島源太郎君 私は、自由民主党を代表いたしまして、このたびパリで行われた主要国蔵相・中央銀行総裁会議についての宮澤大蔵大臣の帰国報告に関しまして、若干の質問を総理並びに大蔵大臣に行いたいと存じます。

我が国が国際経済面で直面をいたしております最大の課題は、為替レートをいかにして安定させるかということであり、為替相場に關しましては、一昨年の五カ国蔵相会議、いわゆるG5のブラザ合意以降、ドル高は正が進展をいたしました。このブラザ合意が当時のアメリカ国内の保護主義の動きをある程度鎮静させる役割を果たしたことも評価できるところであります。また、こうしたドル高修正の進展は、今後とも必ず貿易不均衡の是正に貢献していくものと考えられます。しかしながら、他方で、急速な円高の進展は、製造業あるいは中小企業を中心としたしまして、企業に相当な打撃を与えました。また、雇用への影響も憂慮されるに至ったのであります。こうして、為替相場の安定は我が国経済にとりまして喫緊の政策課題となったわけであり、

こうした状況の中で、宮澤大蔵大臣は、昨年十月三十一日にアメリカのペーカード財務長官との間で、両国間の為替安定等について共同発表を行われました。円相場は、それまでの直線的な円高基調から転じて、百六十円台での安定状態が昨年未まで続いたわけであり、しかしながら、本年一月に入りまして、西独マルクやフランス・フラン等の欧州通貨の不安定等から市場に思惑的な動きが出てきたこともありまして、円相場は再び不安定な状況に陥りました。一月十九日には、瞬間的にはありましたが、百五十円を割るというように、円はその史上最高値を更新するに至ったのであります。

こうした事態を受けて、宮澤大臣は一月二十一日再度訪米をされ、ペーカード財務長官との間で協議を行い、為替市場の諸問題について協力を続けたい意向を再確認されたわけであり、このような大臣の御努力の結果、その後の円相場はおおむね落ち着いた動きを示しております。私も、企業は、企業の投資意欲を減退させず、また、日本経済の内需拡大を着実に図っていくためには、為替相場の安定が極めて重要であり、そのためには、

これまでの日米二国間の合意がさらに欧州諸国を含めた多国間に拡大することが望ましいと考えておりましたが、今回の会議における為替安定についての合意はまさに時宜を得たものとして評価するものであります。

そこで、大蔵大臣に伺いたいのでありますが、まず、今回の会議の成果を大臣はどのようにお考えでありますか。ただ、今回の主要七カ国会議、いわゆるG7にイタリアが参加しなかったことは、まことに残念に存じます。今回のイタリア不参加が本年六月に予定されておりますベネチア・サミットに影響を与えることはないかと信じておりますが、また、何よりも、これからの国際経済の運営につきましては、主要七カ国がさらに相互理解を深め、相互協力を進めることを願うものでありますけれども、この件について大蔵大臣の御所見を伺っておきたいと思うわけであります。

次に、このたびの会議で、昨今の為替レートはおおむね各国経済の実勢を反映しているとの合意が行われたと伺っておりますが、果たして現在の為替レートは実勢を反映していると言いつつ、いまえるものかどうか、この点について率直に伺いたいたのであります。大蔵大臣、かつて活況を呈しました我が国の造船業界は今や音もなく、家族とともに住みなれた職場を去らなければならぬ数多くの方がおります。炭鉱は閉山され、中小企業は輸出のめども立たず、日本を支えた基幹製造業さえ国内での生産を見直さざるを得なくなっております。潜在失業率は予測を上回るものがあると思っております。このような現状を見て、今の為替レートが我が国の実勢を反映したものと果たして言えるかどうか、重ねて率直に伺いたいたのであります。

次に、変動相場制について伺いますが、主要国が変動相場制に移行しておよそ十五年が経過をいたしました。この間、国際通貨制度のあり方につきましてはさまざまな議論が行われました。確かに、変動相場制が石油危機等の困難を乗り越えて

経済の均衡を回復する上で有用な役割を果たしたことは事実であります。他方、現実には為替相場不安定や経常収支の不均衡が見られるなど、変動相場制の問題点もまた浮き彫りされてきたわけでありまして、このような変動相場制の評価につきまして、大蔵大臣はいかがお考えになっておられますか。大臣の所見を伺いたいと思存します。

次に、各国の政策協調について伺いたいと思存します。

今回の会議におきまして各国が具体的な政策意図表明を行ったことは極めて有意義なことと存じます。さらに、声明には、東京サミットで合意された政策協調のための多角的監視の手続について改善していくことが合意されたと書かれておりますが、これはいかなることを意味するのか、この点で今回の会議で新たな進展がありましたのかどうか、大蔵大臣にお伺いをいたします。

次に、我が国の経済政策について伺いますが、今回の主要閣蔵相・中央銀行総裁会議の声明では次のように書かれてあります。

日本国政府は、内需の拡大を図り、それにより対外黒字の縮小に寄与するよう財政金融政策を続ける。今国会に提出した税制全般にわたる抜本的見直しは、日本経済の活力の維持・増進に資するものである。一九八七年度予算の速やかな実施を確保するため、その成立に全力を傾注する。内需振興を図るため、総合的な経済政策が、経済情勢に応じ、予算成立後準備されることとなる。日本銀行は、二月二十三日から公定歩合を〇・五％引き下げることを発表した。

とされておりますが、このうち「内需振興を図るため、総合的な経済政策が、経済情勢に応じ、予算成立後準備されることとなる」とされております点について、この意味と、今後具体的にどのような取り組みがなされるのか、大蔵大臣の御見解をお伺いしたいと思存するのであります。次に、六十二年度予算について伺います。

昨年来、総合経済政策、円高不況地域政策に全力を挙げまして、特に中小企業対策、緊急融資への対応等にも、補正予算を通じてでき得る限りの手は尽くしてきたつもりでございます。ただ、今待たれますのは、新しい六十二年度予算の早期成立、確実な執行こそが国民生活を支える重要な課題であるはずであります。新予算案には、昨年を上回る公共事業の事業費の伸びを確保するほか、住宅対策、雇用対策の拡充、第八次石炭対策等の施策を講じており、その円滑な執行は、景気の下支え、地域経済の活性化に必要不可欠なものであります。新年度予算の早期成立は国民の強い要望でありますと同時に、我が国に求められている重要な国際的責務であると思存します。この点について、総理、大蔵大臣の御所見及び決意のほどをお伺いしたいと思存します。

最後に、今後の財政運営について伺います。

我が国財政は、このところ連年にわたります国債の大量発行の結果、今回の会議に出席した他の主要先進国と比べまして、極めて悪化した姿となっております。すなわち、公債依存度は昭和五十年以降二〇％以上の水準を続けておりまして、近年の行財政改革努力の結果、六十二年度は特別公債発行下で初めて二〇％を割る一九・四％となっておりまして、なお諸外国に比しまして高い水準にあるわけであります。また、長期政府債務残高の対GDP比、利払い費の歳出総額に占める割合を見ましても、我が国はこの十数年の間に急増しておりまして、特に後者は二〇％以上を占めており、政策的経費に充て得る財源を著しく制約しているのが現状であります。

一方、我が国の経済運営におきましては、内需の拡大が内外から強く求められているところであります。財政政策につきましても、これまでの緊縮路線一辺倒ではなく、積極財政へ転換すべきとの声が強くなっていることも事実であります。このような厳しい状況の中で、今後我が国の財政を果たしてどのように運営されていかれるのか、

総理大臣、大蔵大臣の御見解をお伺いを申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 中島議員にお答えいたします。

まず、六十二年度予算の問題でございますが、六十二年度予算の執行に当たりまして大事なことは、内需の振興、それから為替の安定、それから雇用対策であると考えております。内需の振興につきましては、公共事業費について五・二％の伸びを確保いたしましたほか、住宅対策あるいはさらに雇用対策につきましても、三十万人の雇用開発計画を約一千億円の資金を用意して進めようとしておるところでございます。経済情勢に適切に対応するためには、今後予算の早期成立、早期執行が必要でありまして、予算並びに関係法案の早期成立を念願しておる次第でございます。

財政政策の問題でございますが、我が国の財政事情は極めて厳しい情勢にあるということは認識しております。できる限り早く財政の対応力を回復することがまた大事であります。今後とも、引き続き財政改革を強力に推進する必要があると思存いたします。しかし、内需振興等々も考えまして、予算成立後におきまして、この予算を執行する上について総合的な経済政策を確立いたしまして、強力な内需振興策を展開してまいりたいと考えております。この点は、パリの先般の大蔵大臣・中央銀行総裁の会議でも日本側はみずから言明したところでございます。しかし、財政経済政策の基本的な線といたしましては、いわゆる臨調路線の線をやはり維持し、臨調路線のもとに、私がここで申し上げました諸原則というものはやはり守ってまいりたい。その上に立って緊急、応急の措置を適切に実行していきたいと考えておる次第でございます。

残余の答弁は大蔵大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) まず、このたびの会議

をどのように評価するかということでございますが、このたびの会議で、各国間の政策協調及び為替の安定の重要性につきまして合意があったというところ、そして、その上で為替レートを安定させるために緊密に協力をしようということについて明確な合意がありましたことが会議の基本的な成果であると考えております。

次に、イタリアがこのたびの会議に参加したことがなかったことにつきまして、詳細な事情は実は不明でございますが、東京サミットで合意されました東京サミット宣言の中で七カ国蔵相会議と五カ国蔵相会議、G7とG5というものがどういう関係に立つかということにつきましての理解の行き違いが不参加の大きな原因であったというふうに想像をいたしておりますが、いずれにいたしましても残念なことではございます。ただ、このたびのイタリアの動きの中に、最近イタリア経済が非常に好調でございまして、大いに主導的な力を発揮しております。それについての自負というものがやはり一つの要因であったと聞いておりますが、そうであればあるほど、このような会議につきましてイタリアがさらに積極的に参加されることもとより望ましいことではございます。いわんやベネチア・サミットの主催国としての立場を継続されることはもとより大変に望ましいことではございます。

それから為替相場、いわゆる変動相場制というものをごとういうふうに考えるかということ、それに関連いたしまして現在の我が国の為替レートというものをどう考えるかというお尋ねもあつたわけでございますけれども、変動相場制というのは、七〇年代初頭以来の不安定を乗り越える過程で今日まで大きな機能を果たしてまいりました。ただ、それはそれでいろいろな欠点も指摘をされておるわけでございますが、今のところこの変動相場にかかわる新しいシステムというものをどうも現実には発見していませんために、変動相場制の機能をできるだけ改善していくということがい

昭和六十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号

帰国報告についての発言に対する中島源太郎君の質疑 帰国報告についての発言に対する伊藤茂君の質疑

一〇四

ば改善の策であらうということで、このたびもそのような努力が行われたわけでございます。

したがって、このたびの考え方は、プラザ合意以来、大抵もう経済の基礎的条件が為替相場に反映するようになったということでございますから、そのような基礎的条件というものが、中長期的に見ますとこれは各国の相対関係で動いていくことは、固定相場でございませぬからむしろ当然のこととでありまして、このたびの安定の努力は相場を固定するというところをもとより意味するものではございませぬ。現在の我が国の為替レートが我が国の経済の運営につきまして非常に厳しいものであるという声がありますが、私もよく承知をいたしておりますが、このたびの合意は、ともかくこのあたりの水準で一応の安定を図ろうということの協力の約束でございまして、長きにわたって永久にこれを固定しようということでないことは申し上げるまでもないこととでございます。

次に、サーベイランスにつきましては、御指摘のように、これからこのサーベイランスの内容をさらに具体的に改善しようという合意がございまして、将来その努力を継続していくことになるわけでございます。

さらに、これからの経済政策につきましてお尋ねがございましたが、せんだって総理大臣から経済企画庁長官に対して、将来に向かっていろいろな準備を考えるようにという御指示があったと承知をしておりますが、このたびの声明におきまして、予算成立時の経済情勢を勘案しつつ、内需を中心とした景気の持続的な拡大をより一層確実にするための具体的な施策を考えてまいらなければならないというふうに思っております。

六十二年度予算の早期成立につきまして御指摘がございましたが、非常に苦しい財政事情の中で公共事業を五・二％伸びを確保いたしておりますし、住宅対策、雇用対策あるいは産業構造調整の円滑化等につきましてもいろいろ配慮をいたして

おるところでございますので、この予算及び税制改正を初めとする予算関連法案につきましては何とぞ早期に成立をさせていただきまして、政府といたしましてでもできるだけ早く執行をいたしたいと念願をいたしておりますので、よろしくどうぞお願いを申し上げます。

なお、これからの財政の問題についてお尋ねがございました。総理のお答えもございましたが、財政の窮乏はまさに御指摘のとおりでございます。将来何かありましたときに弾力性、対応力を欠いておられますことはまことに残念なことで、何とかこれを早く正常化したしたいと考えておりますが、同時に、国の内外からただいまのような内需の拡大、社会資本の充実の要請が高まっております。

したがって、そのような財政の将来を考えると、いわばいかにして一般的な歳出を抑えながらそのような内需拡大、社会資本充実に優先権を与えて、全体としては抑制制みながらアクセントをつけるという、そのような基本的な合意、枠組みをこれからどうやってつくっていくかということがただいまの当面の財政の一番大事な課題ではないかと考えておられます。そのように努力をいたしたいと思っております。(拍手)

○議長(原健三郎君) 伊藤茂君。
〔伊藤茂君登壇〕
伊藤茂君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいまの宮澤大蔵大臣の報告に対し、質問をいたします。

先般開催されましたG5並びにG7、主要七カ国蔵相・中央銀行総裁会議について、私は、単にその内容の事実を問うだけではなくて、この会議を焦点にして、深刻な状況にある我が国の経済、国際経済との対応を政府はどうするのかを率直に問いたしたのであります。

なぜならば、一昨年九月のプラザ合意以来の急激かつ歯どめのない円高によって深刻な不況に陥った各産業は、暗い厳しい状況に置かれており

ます。かつてない高水準の倒産に直面している中小企業の皆さんは、政府は一体何をしてくれるのかと悲痛な叫びを上げております。急速に拡大する失業、雇用不安の中での労働者は、怒りを込めてしつかりした対応を求めております。G7という会議を中心に、政府はこの切実な求めに明確に回答する責任があります。さらに、今我が国の経済は、景気循環の視点とは違った構造的な転換に迫られております。これからの日本経済、世界経済の中で大きなポジションを占める我が国の将来への軌道をどう敷いていくかが問われております。それはまさに今政府に問われている課題であります。

我が党は、六十二年度予算案などに示された政府の政策を、あえて「増税・軍拡・円高不況と失業傍観型」と評価をいたしました。一昨年九月以来の深刻な円高不況に対して、政府は何ら効果的な対応をしなかったばかりか、公約破りの売上税を導入して不況に拍車をかけようとし、軍事費だけは歯どめなく拡大しようとしているからであります。私は、このような視点から、G7の内容、特に今後の対応について、中曽根首相と関係大臣の御所見を伺いたしたのであります。

まず第一に、今回のG7の内容と評価についてであります。共同声明には、「今や各通貨は基礎的な経済諸条件に概ね合致した範囲内にあるものとなった点に合意した」と書かれております。つい先日発表されましたOECDのレポートには、日本の昨年の購買力平価はドル二百二十三円であり、OECD加盟国の中で最も過大評価されていると書かれております。経済、産業の各分野から日本経済の条件を超える円高という強い声が上がっているのも事実であります。現在の水準をG7の成果として政府は評価されているのでありましようか。

また、「為替レートを当面の水準の周辺に安定させることを促進するために緊密に協力すること」に合意した」と書かれております。それは協調介

入などさまざまな具体的な裏づけがあるのでありましようか。特にアメリカに対して、財政赤字、国際収支赤字の打開を強く求めるべきであります。が、どうなっているのでしょうか。また、レフランスレンジやターゲットゾーンなどの構想が報道されておりますが、今後の国際通貨安定のための構想を大蔵大臣はどうお考えになっておりますか。

ベネチア・サミットの開催国であるイタリアが参加を拒否して六カ国会議となりましたが、どうお考えですか。

以上、大蔵大臣の答弁を求めます。これらの点を見ましても、政府には円レート安定のための確たる総合的政策戦略が欠落しているのではないでしようか。総理、いかがでしよう。

第二に伺いたいのは、内需拡大を中心とする今後の経済政策についてであります。

内需拡大についての政策は、中長期を展望する総合計画、構造政策でなければならぬのに、政府の対応は場当たりきで終わっていると思えます。私は、国民生活向上と消費の拡大、そのための減税の先行、福祉型の都市建設を中心とする市民参加の公共事業、地方財政の強化を含む積極財政、平和軍縮の経済政策の中心だと思えますが、政府のやっていることはすべて逆であります。経企庁長官、内需拡大の大きな展望、総合計画をどのように考えておられますか。それらに取り組み決意がありますか。

まず当面する問題として、六十二年度政府予算案を内需に効果あるものに今技術的に組み替えるべきであります。(拍手)今の予算案では、当面の景気や内需にプラスする内容にはなっておりません。総理も、まず予算を成立させ、その後に景気対策を考へておられるようであります。しかし、例年、予算成立の後で公共事業の前倒し執行、若干の景気対策、補正予算というコースをとってまいりました。それでどれだけ効果があつ

たのでしようか。六十一年度も経済見通しは大幅下方修正、六十二年度も政府経済見通しの実質三・五％成長は不可能であり、民間二十八機関の平均は二・四％であり、総理、あなたの公約否定の売上税など税制法案のおかげで、暫定予算の準備が必要になっております。この際、予算案を大幅に修正し、暫定予算にも必要な事業経費も組み込む措置をとるべきであると思ひます。差し迫った総理の決断にかかっているとありますが、いかがでしようか。

第三に、これと深くかかわり合ひを持つ財政政策の転換について伺ひます。

G7の共同声明には「内需の拡大を図り、対外黒字の縮小に寄与するような財政金融政策を続ける。」と書かれております。しかし、第五次公定歩合引き下げによって、金利水準は究極の低金利という状態になりました。日銀総裁も言っているように、あとは財政の出番であります。今まさに政策転換の決断のときであります。中曾根首相が目標としている六十五年度赤字公債脱却の可能性を信じている者はだれ一人いないと思ひます。総理御自身が、政治責任をかけた達成目標というのではなく、精神的努力目標と言われているではありませんか。それは売上税の創設と同様に不可能なのであります。

私の主張は、財政再建を軽視しているのではなく、不可能な目標ではなく、確実な目標、すなわち、目標年次を延ばし、円高不況を打開し、経済を活性化させることによって、確実な目標を立てようというのであります。今政府・与党内部でも財政政策転換の大合唱が起きていると報じられておりますが、日本経済の深刻な現実がそれを求めていると思ひます。総理、いかがでございましょうか。

困難な財政運営を担当されている宮澤大蔵大臣に私は率直にお伺ひしたいと思ひます。この数年間の大蔵大臣がイジー・ゴーンでやってきたツケが回りまして、大きな決断があなたに求めら

れていることは事実であります。しかし、その決断をせずに従来どおりのマイナスシーリングを続けていたら、経済は、国民生活は、福祉はどうなるでございましょう。財政再建を放棄するとか中断するとかではない、新しい方程式、計画を提起すべきときだと思ひますが、いかがでございましょうか。

第四に、私は、当面する深刻な経済情勢と売上税導入を初めとする政府の税制改革との重大な矛盾について、厳しく政府の態度を問わなければなりません。

経企庁は、極めて複雑な算式によるマクロ計算で、中期的には政府の税制改革によって、わずかではあるが年率〇・一％経済成長にプラスすると試算したようであり、私どもの試算、民間調査機関の試算とは全く逆であります。経企庁の算式プログラムとコンピュータは国民の生活実感、経済の実態とは逆に回転する構造になっているのではないかとと思ひます。（拍手）

売上税の導入によって必ず物価は上昇します。業者の負担も増大します。消費にはマイナスに作用します。政府は所得税減税があると言ひ用ひします。しかし、増減税の実態を一番確実な家計調査で試算してみますと、年収一七〇万円以下の人はすべて増税であります。明らかに景気にマイナスに作用するこの売上税について、私たち四野党と会合した経済界、流通業界の代表は、今ブドウ糖注射がカンフル注射が欲しいときにエイズを注射されるのと同じだと訴えましたが、今求められている経済政策にまさに逆行するこれら税制改革案は直ちに撤回されるべきであります。

政府の税制改革案が出されて以来、かつてない状況が広がっていることは、総理が身にしみて御承知のとおりであります。内閣支持率の急激な低下、与党内の混乱、集団脱党、支持勢力の離反が連日大きく報道されております。今とるべき方向はただ一つであります。法案を撤回し、民主的な国民参加、例えば税制改革国民会議を結成して、

納税者の立場に立った税制改革の議論を改めてやり直すことだと思ひます。いかがでしようか。（拍手）政府がそのような決断をするとき、私たちは野党も不公平是正を初めとする税制改革の具体的、建設的提案をもって真剣に議論をしていくことは言うまでもありません。

質問の最後に私は申し上げたい。

今日の経済、社会は余りにもゆがんでおります。土地の異常な高騰によって、日本列島の土地の総価格は、二十五倍の面積のアメリカ合衆国のその二倍になろうとしているのであります。一人当たりGNPでは一万六千ドル余りとなり、世界ナンバーワンになりました。しかし、そういう生活実感を持って暮らしている勤労国民はいないと思ひます。一昨年末、日本は純対外債権において世界一となり、膨大なジャパン・マネーが世界を駆け回っております。金余り現象の中で株と土地が異常な高騰を示しております。その金は生産や社会資本充実には回っておりません。このような異常な状況は、中曾根さん、あなたの内閣の政策のもとで発生しているのであります。これをどうするのですか。一万六千ドルの時代にふさわしい国民生活、社会をつくるために日本の設計を考へるのが政府の大きな責任ではないでしようか。時代に問われている責任だと思ひます。その意欲と努力を失っているならば、中曾根内閣の政治生命は終わったと言ひべきであります。総理、どうお考えでしようか。（拍手）

以上で私の質問を終わります。（拍手）

「内閣総理大臣中曾根康弘君登壇」
○内閣総理大臣（中曾根康弘君） 伊藤議員にお答えをいたします。

まず、為替の安定策でございますが、今必要なことは、ともかく円高進行に歯止めをかけること、そして長期持続的な、安定的な、合理的な相場を維持すること、これが重要でございまして、そういう意味において、先般来バリーで行われました蔵相・中央銀行総裁会議におきましてあの

ような合意ができましたことは、私は成功であると考えております。今後とも、政策協調及び為替安定の合意に沿ひまして、我が国も懸命の努力をしてまいりたいと思ひておるところでございまして、

次に、内需拡大と予算の問題でございまして、今回の予算におきましては、先ほど申し上げましたように、公共事業費は五・二％も昨年に比べて拡充しておりますし、あるいはそのほかの住宅対策、その他中小企業対策等についても遺憾なきを期して努力しておるところでございまして、したがって、我々はこの予算を最善のものと考えておるのであります。我々の念願しているところは、組み替えとか暫定とかということよりも早期成立こそ重大ではないか、国民が待っている、このように考えております。（拍手）

次に、六十五年度特例公債依存体質脱却の問題でございまして、やはり政府の肥大化を防いで行政改革の実を上げていくというためには、厳しい状況のもとにはありますけれども、従来守ってきた財政改革の諸原則は守つてまいりたいと考えておるところでございまして、

売上税は景気に逆行するではないかという御議論でございまして、税制改革は、改革全体を見てこれは論すべきものであります。今回の改革におきましては、思い切つた所得税、法人税の減税を断行しております。これによる勤労意欲あるいは経済の活性化等によりまして、売上税の創設による消費に対する影響、これを殺してさらにプラスがある、そう考えておるところであります。企画庁による四年間の中期試算によりますと、GNPの押し上げ率は〇・一％、名目〇・六％の押し上げ率を持つておると報告しておるところでございまして、六十二年におきましては、四月一日から所得税、法人税の大減税を実行しようと思ひ案しておるところであります。この減税先行というものは景気に対して甚だしい影響を持つて考えておるところであります。

売上税を撤回したり廃案にする考えはございません。

次に、経済構造のトータルプランでございますが、経済政策はやはり内外均衡を保つことが大事であります。一面におきましては国内的な均衡、それから一面におきましては調和ある対外的経済政策の遂行、こういうような点が要望されておると思ひます。内需の面におきましては、国民生活の質の向上を中心とする内需主導型経済成長へ強力に転換させていく、また、供給面におきましても、需要の変化に見合いました産業構造の転換や輸入の拡大を図って、貿易収支の均衡を図っていくということが大事であります。それと同時に、我が国は最大の債権国と今はなりつつありまして、世界経済全体に対して資金の循環を円滑に行うべき責任もあると考えております。このような認識に基づきまして、昨年十二月の経済審議会報告、いわゆるリボルビング報告というものを実践してまいりたいと考えておるところでございます。

地価の高騰対策につきましては、東京の一部等において著しい上昇が認められておりますが、全国的には安定しております。東京の地価上昇は、旺盛な事務所需要とか投機によるものがあると考えておりまして、国土利用計画法の確かな運用や、あるいは東京都条例による小規模の土地取引の届け出制等々の規制によりまして対処しておるところであり、また、内閣といたしましても閣僚会議をつくりまして、地価対策に真剣に取り組んでおるところでございます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) このたびの会議におきましては、ブラザール以来の為替レートが変化いたしました結果、各国の基礎的な経済的諸条件、いわゆるファンダメンタルズがおおむね相場に表現されるようになった、したがって、この水準をみんなで守ろうではないか、そういう意味での合意でございますので、市場に対する不安を除去するという意味で、これは非常に効果があると考えておるわけでございますが、ただ、御承知のように、これは変動制のもとにおいてでございますので、各国の経済のファンダメンタルズ、つまり、基礎的な諸条件が変わってまいりますと、その間に、中長期的にはその関連は変わり得るものであつて、当然のことでございますが、固定を意味しておるわけではございません。

現在の為替レートが我が国の経済運営にとって非常に厳しいという声がございましてことは私もよく承知をいたしておりますが、このたびの会議でアメリカがどういふことを約束したかというお尋ねとも関連をいたしまして、いわゆるグラム・ラドマン・ホリングズ法等に基づく財政赤字削減については相当具体的な約束をいたしております。そのようなことからアメリカの経済が立て直っていく、いわゆるファンダメンタルズがよくなつていくということから、それが将来の円に対していい影響があるであろうといったようなことは、変動制のもとにおいては当然考えてよろしいことではないか。これは一般論でございますけれども、決して固定を意味しておることではないということを申し上げておきたいと思ひます。

それから、イタリアのことについてお尋ねがございまして、これは昨年の東京サミットの宣言

で、いわゆるG5というものに対して、重要な政策検討をするときは他の二カ国を加えよという首脳の指示があつたわけでございます。したがいまして、このたびG7が予定され、また行われたわけでございますけれども、その間の解釈をめぐるまして、イタリア側と私どもの間に食い違いがあつたのではないかと考えております。私は、しかし、この点は、イタリア経済が非常に力強くもなつておりますので、こういう機会をイタリアがみすみす今後放棄するということは、恐らくイタリア自身のためにも、ないことであらう、また、そうであることを当然期待をいたすわけでございまして、ベネチアのサミットの主催国である立場というものは当然イタリアは維持されるべきであらうし、また、近い将来の蔵相会議にも出席をするということを私は期待していいのではないかとと思つております。

次に、いわゆる財政、予算編成の考え方についてお尋ねがございました。

現在のような財政状態でございますので、過去五年間、政府はいわゆる一般歳出をゼロに抑えてまいつたわけでございます。これはやはり非常な国民各位の御努力の結果でありますし、また、その結果として財政ばかりでなく、いろいろ制度上の改善もございました。また、受益者負担というような考え方も国民にもわかつていただいて、私は大変な効果があつたと思ひますが、それでもなお、今日の財政は御指摘のように非常に苦しい状態でございますから、この努力を放棄していいということにはならない、将来の財政の対応力、弾力性を考えますと、どうしてもこれは続けていかなければならぬ努力であります、ただその中

で、内需の振興であるとか社会資本の充実であるとかいう、内外の期待をどうやって実現していくかということになってまいります。一般的な歳出の削減、抑制はどうしても必要であるが、そのような内外の期待というものをその中でどう実現するかという基本的な合意、そのための枠組みというものをどうやっていくかということがこれから課題でありまして、そのために衆知を集めてまいらなければならないと思つておるわけでございます。(拍手)

〔国務大臣近藤鉄雄君登壇〕

○国務大臣(近藤鉄雄君) 我が国の経済にとりましては、調和ある対外均衡と国内均衡の実現という内外均衡の同時達成を図ることが極めて重要でございます。このため、需要面におきまして、国民生活の質の向上を中心とする内需主導型経済成長への変革を図るとともに、供給面におきましては、こうした需要の変化に見合った産業構造の転換や輸入の拡大を積極的に図っていかねばなりません。これらを達成するために、先生から御指摘もございましたように、海外に流出しております資金を国内において有効に活用し、内需を拡大することが必要でございます。また、世界のGNP一割国家、世界最大の債権国と目されております我が国は、世界の資金循環の円滑化等国際的貢献を拡大することが不可欠でございます。

このような認識に基づきまして、昨年十二月に経済審議会報告、昭和六十一年度リボルビング報告が取りまとめられました。さらに、経済審議会におきまして、昨年九月に経済構造調整特別部会を設置し、国際協調を図るとともに、国民生活の安定と向上を確保するための整合性のとれた中長

期的な経済構造調整のための施策について検討を行つておるところであり、昨年十二月一日に中間報告を取りまとめましたが、今後一層検討を加えまして、今年四月を目途に最終報告を取りまとめる予定でございます。

政府見通しでございますが、六十二年度の経済については、外需は円高の影響等から引き続きマインスの寄与度を続ける一方、内需は物価の安定のもと、家計部門の需要が着実に増加するとともに、また、住宅建設も引き続き好調が見込まれるのであります。企業分野におきましては、非製造業を中心に着実に推移すると見込まれますが、特にかつてない低金利の状況のもとでございますので、年度を通じて基調としては着実に増加する見込みでございます。

そこで、六十二年予算の編成に当たりましては、このような経済情勢に適切に対応するため、公共事業について、厳しい財政事情のもとでございますが、国費は抑制しつつも、財政投融资等の活用、民間活力の活用、補助・負担率の引き下げ等により、一般公共事業の事業費については、総理、大蔵大臣の御指摘がございましたが、前年度を上回る伸びを確保する等の努力を行ったところであり、内需の着実な増加に寄与するものと期待をするのであります。したがって、国際収支の不均衡を是正しながら、全体として内需による実質三・五％程度の着実な成長を見込んでいくところでございます。

最後に、先生が御指摘ございましたマクロモデルによる試算でございますが、これは当分の計画局で経済計画策定に参考にしております中期多部門モデルによって試算したものでございますが、

今回の税制改正は、税収中立性の原則のもとで実施されるものであり、マクロ経済に大幅な影響を生じないものでございますが、税制改正全体として、総理も申されましたように、六十二年から六十五年度の四年間、期間平均をとってみますと、実質〇・一％(年率)程度の成長促進的な効果がある、そういう試算になっていくわけでございます。物価につきましては、売上税導入時においては、一時的に上昇はいたすものの、その後上昇率は落ちついた動きになり、ならしてみると、消費支出デフレーター上昇率は、六十二年から六十五年度の四年間で年率〇・五％程度の小幅なものとなるという結果が出ております。

先生も御指摘ございました民間調査機関が発表した税制改正の影響の試算でございますが、それぞれモデルの構造が異なりますが、影響をはかる期間や前提条件等々異なりますので、両者を単純に比較することにはいろいろ問題がございます。しかし、民間調査機関の試算におきましても、売上税だけを単独に取り出して計算したものは別といたしますと、税制改革全体をパッケージとして実質GNPに与える影響を試算したものは、総体としてはプラスの効果を示すものが多いようにございます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 坂口力君。

〔議長退席、副議長着席〕
〔坂口力君登壇〕

○坂口力君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、主要国蔵相会議、いわゆるG5、G7の報告に対しまして、総理大臣並びに大蔵大臣に質問を行いたいと存じます。

現在、我が国経済は依然として深刻な円高不況に陥つたままにあります。輸出産業は言うに及ばず、産業界全般が円高のあおりを強く受けておりまして、操業短縮、雇用調整を余儀なくされております。こうした現状を見るにつけても、一昨年九月、ニューヨークで開かれたG5を振り返つてみる必要があらわれます。政府が調整幅も調整期間もあいまいなままにドル高是正に合意をし、急激かつ大幅な円高を招いた責任は極めて重大であります。まず、総理から、今日の円高不況が発生した経緯をどのように認識されているかお示しをいただきたいと思います。また、円高という為替レートの調整は、これだけ日本経済を窮地に陥れながら、我が国の貿易黒字は縮小どころか拡大し、アメリカの貿易収支の改善も進んでいません。私は、調整幅も調整期間もあいまいのままに合意された一昨年のG5での対応は余りにも不用意であり、中曽根内閣の致命的な政策ミスだったのではないかと強く疑問を持たざるを得ません。(拍手)総理の率直な御意見を賜りたいと思ひます。

私たちは、かねてから日本政府がG5あるいはG7の開催を他の主要国に働きかけ、円相場の高値行き過ぎを是正し、適正水準に回復できるよう努力すべきであると主張してまいりました。その意味では、このたびG5、G7が開催され、ドル高是正という路線を見直そうとする合意ができたこと自体、評価するにやぶさかではありません。大蔵大臣の労をねぎらうものであります。しかし、合意の内容について少なからず疑問を持っております。第一に、今回の合意は現状の是認であります。

日本経済の実態からすれば、現状の円相場は明らかに適正水準を超えていると言わざるを得ません。産業界は一律に一ドル百七十円ないし百八十円、それ以上の水準を望んでいることは周知のとおりであります。現在の円相場の水準は明らかに行き過ぎであると私は考えますが、総理のこの点に関する認識をお聞かせいただきたいと思います。また、宮澤大蔵大臣がどのような政策スタンスで今回の会議に臨まれたのか、お伺いをするものであります。

第二は、それにも増して、二十二日に発表されました共同声明は、「この声明に要約された政策コミットメントを前提とすれば」という前提条件の合意であるという点であります。これでは、日本にとって最大の関心事であります円相場の安定は各国の政策次第ということになります。総理並びに大蔵大臣は、約束された内需を拡大し、これ以上の円高は起こさないことを確信を持って断言できるか、お答えをいただきたいと思います。

第三は、先進諸国間における為替相場の急激な変動を避け、安定させるための協力関係についてであります。日本を初めアメリカ、西ドイツを中心として主要国政府が為替市場に機動的に介入することは、為替相場を安定させるために心理面も含めて必要な措置かもしれません。しかし、率直に申して、これまでは介入による効果は余りなかったし、時には逆効果の場面も生じていると言わざるを得ません。今後どの程度期待をすべきものなのかどうか、伺いたしたいと思います。また、これまでの経緯の中で見過ごしにできないのは、アメリカ側がドル下落を容認する発言を絶えず繰り返し、円高をこれまで加速させてきた

昭和六十二年二月二十六日 衆議院会議録第八号 帰国報告についての発言に対する坂口力君の質疑

という問題があります。協調介入よりもむしろこちらの方の影響が大きかったのであります。投機を誘発するような言動が今後も続けば、機動的な介入も無意味となり、厳に戒めなければなりません。日本政府としてアメリカ側に率直な苦言を呈したことがあるのか、この点について総理並びに大蔵大臣の所見を伺いたいと思います。

今回のG7にイタリアが参加しなかったことにつきましては、先ほども議論がございましたが、主要先進国の足並みをそろえるという点から見ましてまことに残念であります。政府は、G7へのイタリア不参加をどのように見ておられるのか。今後の協調の限界を示すものではないのか。本年イタリアで予定されているサミット開催にも影響が出るのではないかと、先ほども議論がございましたが、もう一度所見を伺いたいと思います。

アメリカが考えていますレファレンスレンジ、すなわち参考相場圏、いわゆる為替相場に一定の変動幅を設けまして政策協調、市場介入を通じて相場を一定範囲内に維持する構想を掲げましたが、合意に達しなかったと報じられています。私は、為替レートが国際収支改善に必ずしも有効でないという現状もあり、円高安定が必ずであるということから当然だったと考えますが、総理の考え方を伺いたしたいと思います。

さて、総理、今回の共同声明は、為替相場を安定させ、世界経済のより均衡のとれた成長を図るために、各国がとるべき政策についての合意がなされたことだと思えます。相場の安定のためには各国の政策協調が必要であり、私は、このような合意成立には大きな意義があると考えております。特に、アメリカが「競争力を改善し、経済の力と

柔軟性を強化する広範囲の政策を導入すること」を明確にしたことは、高く評価できるのであります。そこで、各国のとるべき政策として合意された内容はどのようにフォローされていくのか。会議に出席された大蔵大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

私は、我が国が共同声明の中で、内需拡大と対外経済黒字削減のための財政金融政策を続け、六十二年度予算成立後、総合経済対策を準備すると合意したことは、日本政府の苦衷をあらわしたのもと思わざるを得ません。それは、この合意が国内的に新たな問題を生じさせているからであります。それは、第一に、共同声明によって内需拡大と黒字是正を改めて明確に国際的公約としたこと

であります。第二には、現在、昭和六十二年度予算案は予算委員会に付託されておりますが、その六十二年度予算案にはそれに足り得る政策が準備されていないことを政府みずから告白した形になったことで、これは重大な問題であります。申すまでもなく、補正予算は当初予算作成後に生じた事由に基づいて編成されるべきものであります。私は、このようにみずから内需拡大のための不足を認めた以上は、予算を組み直し、再提出するのが筋であると思ひますが、総理の見解を求めます。

内需拡大の必要性は、一昨年のG5以来最大の課題になっていたはずであり、六十一年度も内需拡大を叫び続け、補正予算を組み、アクションプログラムをつくりながら、その実績は遅々として進まず、予算の構造的欠陥が指摘されたわけであり、それにもかかわらず、政府は、六十二年度予算においてもまた同じ轍を踏もうとし、我々

の積極財政への転換を求める要求にも耳を傾けずに参加しました。六十二年度予算には過去の反省が生かされていないと断言せざるを得ません。私は、今回の共同声明に合意した以上、明確に積極財政に転換し、六十五年度赤字国債脱却の旗をおろし、着実な財政再建の道を進めるべきだと思ひますが、明確な答弁を求めます。(拍手)

また、宮澤大蔵大臣は、六十三年度予算編成に際して、マイナスシーリングを続けることは困難であるとの意向を示しているようにありますが、大蔵大臣の方針をお伺いをしたいと思います。最後に、内需拡大に関連して売上税導入の問題についてお伺いをいたします。

政府は、さきに、今回の税制改革が経済全体に与える影響を試算GDPで〇・一%、名目GDPで〇・六%と発表いたしました。恐らく今回の共同声明におきましては、こうした我が国の試算をもとにして「税制全般にわたる抜本的見直しは、日本経済の活力の維持・増進に資するものである。」との内容になったと思われれます。しかし私は、この試算について疑問を持たざるを得ません。各民間研究機関の試算は、先ほど言われまし

たように、総理の言われますように税制全体を考慮いたしましたも、新税制で、平年度におきましてGDPがマイナスになることを指摘しているわけであり、総理は、五兆八千億円の税収を上げる売上税が我が国経済にどのような影響を与えるのか、謙虚にその見通しを明らかにする責任があります。

また、アメリカの有力議員からは、「日本は西ドイツと並んで内需を刺激すべきだ」、そして売上税については、「もし自分の政府の出来事なら、

私は強く反対するだろう」とか、さらには、「所得税率を下げて売上税を導入すれば、内需拡大という望む方向とは逆の結果を生む危険がある」と、まことに厳しい批判が寄せられております。総理は、このような見方に対してどう反論されるのか、お答えいただきたいと思ひます。

最後に、もう一言総理に申し上げ、見解を伺いたいと思ひます。

総理は、今国会において売上税を強引に成立させようとしていられますが、世論調査でも八割以上が公約違反と決めつけ、七割以上の人が導入に強い反対を表明をいたしております。特に、産業界が強い抵抗を示していることは御承知のとおりであります。政府・自民党内から産業界に対する力で抑え込もうとする動きが見えることは、まことに遺憾であります。このような動きは、民主政治を破壊するものであると言わなければなりません。総理の所見を求めます。

さらに、昨日のマスコミ報道によりますと、売上税法案に対して、自民党内に法案を再検討するための小委員会が設置される動きのあることが伝えられています。この法案に対して、自民党の税調副会長も含めた人々から再検討の必要ありとする声が出ていることが事実であれば、売上税法案の審議入りはもはや不可能であります。世界に公約した内需拡大とは裏腹に、個人消費を停滞させ、輸出奨励効果があり、対外不均衡を拡大する売上税は、現在の日本に最も不適当な税制であり、自民党内に再検討の声が出るのは至極当然のことと言えます。(拍手)野党共通の合い言葉であります内需拡大のために売上税法案の撤回を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 坂口議員にお答えをいたします。

まず、円高不況の実情でございますが、我が国経済は、国内需要は緩やかに増加しておりますが、円高の進展等によりまして輸出が弱含みであること等から、鉱工業生産は基調として停滞ぎみに推移してきており、景気は底がたさはあるものの足取りが緩やかなものになりつつある、こういう点を認識しております。特に、製造業を中心にして停滞感が広まっているという点を大いに重視しておるものであります。このためにも速やかに予算を成立させ、そうして、内需振興の政策を推進していきたくと考えております。(拍手)

円高の問題でございますが、円高の原因は、日本の産業の生産性が非常に高い、いい品質の物を安く輸出できる、このような輸出力が非常に強いという点から起きているものと考えております。そして、この円高及び為替の乱高下に対しまして、政府としてはこれを放置することはできないと考えております。二度の宮澤・ベーカー会談、あるいは今回のパリにおける蔵相・中央銀行総裁の会議等も、この問題を中心に日本が積極的に参加して行われたものであります。これらの成果を実践いたしまして、合理的な為替相場の長期的安定に向かって努力してまいりたいと思っております。

いわゆるレファレンスゾーンはどうであるかという御質問でございますけれども、やはり今回の措置を忠実に各国が実行することが適当である、当分の間、この情勢を見守るということが必要であると考えております。

次に、イタリアの問題でございますが、これは大蔵大臣から御答弁があると思っております。

さらに、G5、G7のフォローアップの問題についても、今回の合意内容は、今後開催される七カ国蔵相会議やサミットにおきましてそのフォローアップが行われると思っております。先般の合意にもありますとおり、我が国としては六十二年度予算の早期成立に全力を傾注する、また、予算成立後、経済情勢に応じて総合経済対策を準備するということを言明しておるのでございまして、この方針に沿って全力を注ぐと考えております。

次に、経済対策と予算の問題でございますが、以上のような景気状況にかんがみまして、本年度は公共事業においても昨年来上回る五・二％の伸びを確保し、あるいは住宅政策等についても大いに力を入れておるところでございます。そういう考えに立ちまして、予算につきましては暫定と組み替えというところは考えておりません。早期成立ばかりを考えておることではありません。

(拍手)

次に、積極財政への転換の問題でございますが、やはり内需拡大を図るということは前から言明して、実行して、逐次総合経済政策をやり、また、公定歩合も昨年以來五回にわたって下げてきておるところでありまして、このように機動的に経済政策を運用してまいりたいと思っております。特に、この予算が成立いたしましたら、その執行につきまして、内需拡大を中心とする総合経済政策を強力に推進してまいりたいと思っております。

六十五年度特例公債依存体質脱却ということ、政府の肥大化を防ぐためにもこの旗はおろさない方がいいと考えております。

次に、売上税の経済に対する影響は、先ほど申し上げましたとおり四年のスパンで考えてみますと、GNPを押し上げる力は一年ごとに実質〇・一％、名目的に〇・六％あるというのが経済企画庁の試算でありまして、我々はそれらの成果を生むようにさらに努力してまいりたいと思っております。

ところでございまして、特に、昭和六十二年度におきましては、四月一日から所得税、法人税の大減税を行おうとして提案しているものでありまして、これは売上税のマイナスをこれを相殺する力を十分持っていると考えておるところでございます。

売上税に対するいろいろなお考えがあることは十分承知しております。我々も謙虚に耳を傾けて、聞くべきものについては十分聞く用意を持っております。これを弾圧するとか何とかという考えは持っておりません。しかし、政府がその政策を周知徹底させ、あるいは政党は自己の政策を国民の皆さんの御理解を得るよう努力することは当然のことでありまして、我々は当然のこととをやっているということを申し上げるのであります。

次に、売上税の問題でございますが、前から申し上げているように、シャープ税制以來三十七年、日本の税体系は非常に大きなゆがみ、ひずみを生じてまいりまして、今の税体系でいったら日本の財政や日本の経済は袋小路に入っており、ちもさっちも動きがとれない情勢になる、そのことを申し上げておるのであります。日本経済の拡大や活性化を考えておりますと、今ここで税の仕組みその他について相当な改革を行わなければならないという時代に入っておりますのであります。特

に、現在の税制は所得税、法人税を中心にしております。地方に対するお金も所得税、法人税、酒税から捻出しておる。交付税がそういう状況にございます。しかし、所得税、法人税を増税するわけにはまいりません。これは減税すべきものであります。(拍手) そうなりますれば、どこから財源を得るか。地方に対するお金を何とかして確保して、公共事業費を増大していくということは非常に重要なことであります。そういう面を考えてみましても、地方に対する財源、公共事業費の確保等を考えてみますと、将来的に見まして、今の所得税、法人税のみに頼るということは極めて困難な状態になっておるのであります。(拍手)

第二番目は、やはり社会福祉の問題であります。高齢化あるいは長寿社会の現出に伴い、将来これらの御老人の面倒を見るお金をどこから出すかという問題があります。やはり所得税、法人税から出すことは、将来極めて困難でありましよう。そういう意味におきまして、長期的展望に立った考え方を必要としておると申し上げるのであります。(拍手)

さらに、海外の情勢を見ますと、各国は今みんな減税をやっております。イギリスも減税をやっています。アメリカは減税をもう既に実行しております。ドイツも減税を繰り上げてやろうとしております。そういう面から見まして、日本は国際的な水準に合わせる必要があるものであります。(拍手) そういう内外の情勢から見まして、税制の大改革をやることは、私は、国民経済のために、国民に対して我々の責任であると感じておられるところであります。(拍手) どうぞ、野党の側におかれましては、野党の統一代案を出していただ

昭和六十二年二月二十六日 衆議院会議録第八号

帰国報告についての発言に対する坂口力君の質疑

帰国報告についての発言に対する米沢隆君の質疑

一一〇

きまして、我々ここで、国民の前で審議していただきたいと強く念願する次第でございます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のように、一昨年のプラザ合意以来、非常に通貨の変動がございまして、我が国などは大変に大きな影響を受けたわけでございますが、今回の合意は、そのプラザ以来の動きというものがもう一つの目的を達した、したがって、これ以上大きな通貨の変化があることはかえって有害である、それは我が国や西ドイツにとって有害だというばかりではありませんで、アメリカ自身にとって有害だということをアメリカ自身が認めたということが今回の合意の基本にあるということでございます。したがって、そういう意味で市場に対する不安を除去することに役立つ。ただ、それは固定を意味するものではないことはもちろんでございます。

で、もう一つの御指摘は、しかし、各国が政策努力を約束して、それが崩れればこういう合意は崩れるだろうという御指摘であったわけですが、各国が政策努力をあそこへ表明いたしますまでに、実はかなり長いこと各国間で舞台裏の折衝がございまして、各国としても随分そこは詰めてあるところでございます。そして、為替の安定は、やはりただの売り買いというよりは政策協調が基本だということは広くみんなが認めておるところでございますから、あれがやはり基本の背景になる。そして、それはしかし、すぐ前言を翻すこととはないかということにつきましては、そのためにサレーランスがございまして、蔵相会議が何回も行われ、また、サミットも行われてレビニ

をする、そういう仕組みであるわけでございまして、

なお、そのレビニはどうかというお尋ねが少し後でございましたが、それは何回かの七カ国蔵相会議、あるいはやがてサミット、そういう場合がフォローアップの機会であるわけでございます。

それから、アメリカがいろいろのことを言っていて、それで随分迷惑をした、それについて苦言を呈したことがあるかというお尋ねでございます。実は何度も苦言を呈したことがございます。

でございますが、アメリカ側の話は、これについて権威を持って言えるのは大統領と財務長官だけであって、そのほかの者が言うことはいわば不規則発言である、こういう説明であるのでございまして、それはしかし、何を言いましたも市場ではそれがすぐ響くわけでございますから、実際そういうことが過去にございました。思いますのに、問題はそういうことで、市場が動くというそのあり方の方にやはり問題があったのであろう。今度のようなことで、ちょっと人が何か言っても簡単に市場は揺れないというような協調体制がやはり必要であったのではないか、このたびそれをつくり得たと考えておるわけでございます。

イタリアにつきましては、先ほども申し上げましたが、東京サミットの五カ国と七カ国の関連についての誤解がもとであったと思われすが、これについては、このたびの主権国であるフランスがすぐに修復に動いておりまして、恐らくは御心配のようなことは将来起こらずにイタリアが復帰してまいるのはないかと期待をいたしております。

それからなお、レファレンスレンジのお話がございましたが、実はこれは私どもの会議で正式に話題になったことは一通もございまして、いろいろ報道はございましたけれども、一通もございませんでした。現実にはこのたびのような、当面この水準で安定をさせるという考え方にアメリカ自身も含めまして全部が合意をいたしましたこととでございます。

それから最後に、明年度の予算編成に関しましてマイナスシリング云々というお尋ねがございました。実はただいま私どもは、明年度の予算編成にまで思いませんで、つまり、六十三年度まで思い至りませんで、当面の予算をぜひひとつ成立をさせていただきたい、それに実は専ら心を痛めておるところでございます。それにいたしまして、六十三年度予算編成に関しまして、現在の財政の非常に困難な状況、財政再建の必要がなくなってしまうということは、これはあり得ないことで、問題は依然あるわけでございますから、そういう中で、内需拡大であるとか社会資本充実であるとかいう内外の期待をどういうふうにいえばアクセントをつけて実現するか。一般歳出はやはり抑えていかなければならないという現実に変わりはございせんから、そのような基本的な合意と枠組みをどのようにするかということがその課題であるかと考えておるわけでございまして。(拍手)

○副議長(多賀谷真穂君) 米沢隆君。

〔米沢隆君登壇〕

○米沢隆君 私は、民社党・民主連合を代表いたしまして、ただいま御報告のありました先般の

G5、G7の共同声明に盛り込まれた合意事項に関し、今後の我が国の対応策等を含め、政府の見解をいただきたいと存じます。

御承知のとおり、今回の一連の会談では、これ以上の大幅な為替レートの変動は、各国の成長と経済構造の調整を阻害するおそれがあるとして、各国は為替相場を現状程度の水準で安定させるため緊密に協力するということで合意されたこととあります。言うまでもなく、一昨年来の急激で大幅な円高によって我が国経済が深刻な打撃を受けている今日の姿を見ると、この認識は、甚だ遅きに失したとはいえ、緊急避難的措置としてはまずまず妥当であり、これで未曾有の円高に一応の終止符が打たれるとするならば、歓迎すべきことであるかもしれません。

しかし問題は、かかる合意ができたとはいえ、もしドル相場が今後もなお下がりが続けた場合、為替相場の安定に向けて、参加各国はお互いに一体どのような方策で対応することが約束されたのか、具体的な政策調整や協調介入のあり方が不透明なことであり、また、どのような状態になったときそれが発動をされるのか、その手続さえ全くわからないということでもあります。一部には、協調介入についての合意は得られなかったとの報道もありますが、一体約束の具体的な中身はどうなっているのか。その内容がいかによっては、この合意がどれだけの効果を持ち得るのか、懸念の方が先に立ちます。

顧みれば、G5の歴史は、プラザ合意からの経緯を見てもおわかりのとおり、我が国にとって、注文を受けるだけで、円相場にとっては失敗の歴史であったと言ってもよく、我が国経済外交の軟弱

さを痛感するこの十六カ月でありました。この際、政府が今回のG5を求めた意図は何であつたのか、また、その成果をどのように踏まえているのか、基本的な問題への所信と、あわせて約束事の中身につき大蔵大臣の明確な答弁を求めるものであります。

また、今回の合意内容を見ますと、アメリカは決してドル安路線を放棄したわけではない。ただドルを低目の水準に安定させるための暫定的取り決めの色彩が強く、情勢が変化すれば、いつでも一段のドル安容認に切りかえる余地を巧妙に残していると思われるのであります。大蔵大臣の受けた感觸はいかなるものでありましょうか、御見解を求めます。

さて、第二の問題は、今回の共同声明によりますと、現在の為替相場は、おおむね各国の経済の基礎的諸条件を反映した範囲にあるとの点で合意したとありますが、これはちよつと解しかねます。まさか日本の国益を代表する大蔵大臣はこのくだりに素直に頭を振られたわけではないのでしようね。善意に解釈するならば、この部分については、遺憾ながら頭を無理して縦に振らないと今回のG5合意が成立しそうになかった、すなわち、これ以上の円高に歯どめをかけるためには、不承不承このくだりを認めざるを得なかった、よって、この部分の合意は大蔵大臣の本意ではなかったと解釈したのであります。真意はどうであつたのか、この際、本音のところをお聞かせいただきたいと思います。

既に現行の円水準は百五十円台に大きく切り上がつております。ために、鉄鋼や造船を初めとする我が国の基幹産業は、構造不況に円高が加わつ

て大幅な合理化を余儀なくされ、いまだかつてない大量の離職者を前に雇用不安はその極にあります。また、二月の中小企業庁の調査でもおわかりのように、円が百五十円台で推移するならば、輸出型中小企業の六割が廃業に追い込まれるとの結果さえ出ているのであります。このような事態が続出する状況で、どうして百五十円台が我が国にとって妥当な水準だと考えられましょうか。いかに日本が肩身の狭い貿易黒字国であるとはいへ、今日の円高水準は余りにも異常であるとの認識こそ必要ではなかったのか。そのことを主張されることこそ日本国の大蔵大臣の役目ではなかったのかと申し上げたいのであります。この点につき、今回の会談での大蔵大臣の全発言内容を御披露いただきたいと思ひます。

しかし、既に共同声明は発表されました。政府が認めてしまった当面一ドル百五十円台という高値圏のところまで円相場が推移するならば、既に現在の円相場水準が採算ラインを大きく突破している産業界にとっては、今回の共同声明は、倒産もやむなしの宣告、いわば死刑宣告と同じではありませんか。その上、今回の合意で政府みずからが百五十円台を公式に妥当だと認めた点において、政府の責任は重大であります。総理、あなたは、この急激かつ大幅な円高を今日まで放置し、産業界に構造調整のいとまも与えず、今またこの耐えがたい円水準を是認なさるとは、一体どのような経済感覚をお持ちなのでしょう。日本の産業をどうしようとなさつておられるのか、この際、篤と承りたいのであります。私は断じて承服できません。

以上の観点に立つて、以下次の四点につき、関

係大臣の所見を求めます。

第一に、まず大蔵大臣。

現在の百五十円台の円水準が我が国のファンダメンタルズを適正に反映しているというならば、それはどのような計算によるものか、その具体的な根拠をお示しいただきたい。

第二に、通産大臣にお伺ひいたします。

今回の合意、一ドル百五十円台で推移するならば、我が国の産業は一体どのようなふうになっていくと分析されておられますか。百五十円台で生き残れるのはどの産業でしょう。衰退させられる産業にはどのような対策が用意されておりますか。今後産業の空洞化はどのように進展するのでありましょうか。その対策はお持ちでありましょうか。

第三に、経済企画庁長官並びに通産大臣にお尋ねいたします。

我が国経済が今日トータルとして耐え得る適正な円水準は、当面どれぐらいの水準だと思われておりますか。また、これは国際公約でもあります。我が国経済が外需依存型から内需主導型へ、そして、国際協調型の経済構造にソフトランディングするためには、ほぼどれぐらいの期間とどれぐらいの円水準が確保されるべきだと考えておられるのか。百五十円台では、産業界に混乱と、国民にいたずらな犠牲を強いるのみだと私は考えますが、御所見をいただきたいのであります。

第四に、総理並びに大蔵大臣にお尋ねいたします。

政府が内需拡大策を怠つたばかりに對外経済摩擦を拡大させ、結果的に異常な政治円高を招来せしめたというあなた方の政治責任はまことに重大であります。あなた方がいささかでもその責任

を痛感され、日本の国益を重んじていただくならば、当面、この合意を守つていかざるを得ないと言われるかもしれませんが、政府は、近い将来速やかにせめて百七十円から百八十円ぐらいの円レートに正していく努力目標を放棄してはならないと私は考えますが、私どもの要請は、否円高に苦しむ全産業界の要請は是とされますか、非とされますか、責任ある御答弁をいただきたいと存じます。

さて次は、今回の共同声明において、我が国の政策課題として国際公約されたと言われる今後の金融財政政策の問題についてお伺ひをいたします。

今回の合意では、黒字国は、物価の安定を維持しつつ、内需を拡大し、對外黒字を縮小する政策をとることとし、日本はその目的に資する財政金融政策を続け、予算成立後、内需振興を図るため、総合的な経済対策が経済情勢に応じ準備されることになろうというのであります。この合意文書を見る限りでは、今回の会談において、我が国の財政金融政策に関し何が議論され、参加各国が何を要請し、我が国が何を約束してきたのか、具体的に何もありまけん。要するに、我が国は内需を拡大し、對外黒字を縮小するために、従来の緊縮財政運営の枠内で従来どおりのびほう策をとり続けることを表明してきただけのことなのか、それとも、所期の目的達成のためには、従来のパターンを変えて、積極財政運営に方向転換することを含めて、何か新しい決断、約束をしてこられたのか、まずその点について大蔵大臣の明快な御答弁をいただき、この合意を受けて約束した政策課題をこなしていこうとされる場合、今から何

昭和六十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号 帰国報告についての発言に対する米沢隆君の質疑

があなたの課題なのかをお示しいただきたいと思
います。

あわせて総理に、今後の我が国財政金融政策の
基本方針に変わりありや否や、特に、我が国の緊
縮財政路線自体の見直し、ひいては財政再建目標
年度の見直しに着手される用意があるかどうか、
総理の勇断を求めて、答弁を求めます。

さて、今回の合意で目新しいことといえば、経
済情勢に応じてという条件つきではありますが、
内需振興を図るため、予算成立後、総合経済対策を
準備することが早々と表明されております。これ
は、政府みずから六十二年度予算が内需振興策
としては欠格予算であることを証明するようなも
ので、それもいわば外圧によって我が国経済財政
政策の欠陥修正を余儀なくされることは甚だ遺憾
と言わざるを得ないところでありますが、過ちを
改めるにはばかることなれということ、その
素直さには、この際、敬意を表したいと存しま
す。

ただ問題は、その中身として、一体どのような
総合経済対策が用意されようとしているのかとい
う点であります。もし昨年度におけるようなもの
であれば、それは完全に今回の国際公約を踏みに
じることになることは明らかであります。な
ぜなら、昨年は四月の総合経済対策、五月の当面
する経済対策、九月の第二次総合経済対策と盛り
だくさんに対策を発表し、実行したにもかかわらず、
貿易収支の黒字は激増するといふ、全く力不
足の総合経済対策で終わっているからでありま
す。

そこで、経済企画庁長官、昨年の総合経済対策

の実効性についてどのような評価をなされており
ますか。もしそれと同様なものの延長線上に今回
の総合経済対策が考えられているとすれば、それ
は再び異常な円高を許し、ひいては国際的信用を
失うことになりそうですが、これは何か大胆な内需
拡大策が考えられているのでありましょうか。こ
の際、新しい総合経済対策の需要創出規模をどう
考えるのか。できればベースとなる考え方、その
編成に当たっての決意等につき、大蔵大臣、経済
企画庁長官の答弁を求めたいと存じます。

次に、政府は、この一連の会談でアメリカに対
しどのような注文を行ってこられたのかという点
につき、大蔵大臣にお伺いいたします。

一昨年来、我が国は円高に振り回され続け
ておりますが、それはまた、アメリカが自国の財
政赤字、貿易赤字のツケを我が国並びに西ドイツ
に転嫁し、理不尽に為替相場に政治介入し続けた
十六カ月でもありました。今回のG5において
は、アメリカが約束した政策課題は財政赤字の圧
縮ということだけでありますが、アメリカに対し
この程度のオブリゲーションを負わせるだけで果
たして為替相場は安定に向かうのでありましょ
うか。今や、為替相場だけでは貿易収支の不均衡の
改善は達成できないことは自明の理でございます
す。我が国としては、アメリカに対し、アメリカ
自身の再生を図るための経済産業構造の転換策、
いわば日本とは逆に、輸入依存型経済を是正する
ことを要求し、その決断を迫ることこそ重要では
なかったかと考えますが、大蔵大臣の所見を求め
ます。

同時に、アメリカで燃え盛っております一連の
保護貿易主義法案の行方につき、政府はどのよう

な情報を持って対応しておられるか。それは、ど
のようにまた決着すると思ひか、これは総理の
御答弁をお願いします。

最後に、今回のG5合意による待ったなしの内
需拡大の要請と売上税の関係についてでありま
す。

今や、国内においては、公約違反の天下の悪税
売上税導入反対の声は燎原の火のごとく広が
つておりますが、アメリカにおいても、我が国の税
制改革に対する関心が高まりつつあると言われま
す。先般訪米いたしました民社党の春日調査団に
対し、ことごとく面接するアメリカの要人は、こ
ちらから言及する前に、「日本の売上税について
は、日本のように貯蓄率の高い国で、消費に課税
するのは内需拡大に逆行するもので問題だ。ま
た、今のタイミングで実施することは不幸だ」と
の見解を述べていたとの報告を受けましたが、か
くのごとく、アメリカ等においても売上税導入に
は失望しているのが実情であります。当然のこと
であります。

政府は、この際、今までの行きがかりはお捨て
になつて、対外公約である内需拡大の要請に誠実
にこたえる意味においても、売上税の導入を撤回
すべきだと考えますが、総理の見解を求め、私の
質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 米沢議員にお答
えをいたします。

まず、適正な為替レートの問題でございます
が、これは、やはり相場は相場に聞けと、こう言
われておりますように、長期的に見たら経済の
ファンダメンタルズを反映する相場が適正であ

る、こういうことになると思っております。現在の日
本の立場としては、円高進行にともかく歯止めを
かけるということ、そして長期的な、安定的な相
場を持続させるということ、それが合理的なもの
であるべきである、そういう考えに立って努力し
てきたところであります。先般のバリの会議にお
きまして、「当面の水準の周辺に安定させる」よう、
そういう合意が成立いたしました。我々はこの
考え方に同調しておるわけでありまして、

次に、経済運営の結果の問題でございますが、
やはり円高のもたらす日本に対する不況をできる
だけ回避するために、我々も全力を振るってき
たのでございます。昨年の九月十九日の公共投資等
の拡大を中心とする約三兆円の事業規模を持つ総
合経済対策を今実行しておりますし、昨年から今
回にかけて五回にわたって公定歩合を引き下
げる、あるいは宮澤・ペーカー会談を二回行
う等々、そのたびごとに全力を尽くしてきておる
ところでございます。

また、今回の予算におきまして、一般公共事
業の事業費の確保、あるいは地方財政との協力、
住宅金融公庫融資の拡充、雇用対策の充実等々を
行い、また、二月二十三日には五度目の公定歩合
引き下げを実行し、消費者金融の利子の引き下
げ、所得税、住民税減税の先行実施等々、大いに
努力しておるところでございます。今後ともこのよ
うな考えに立ちまして努力すると同時に、予算の
早期成立を図り、そしてその後、さらにこれを実
施するための総合的な経済対策を推進してまいり
たいと考えておるところでございます。

次に、経済構造の転換の問題でございますが、
プラザ合意以来の為替レートの変化は、我が国経

済を内需中心型の経済構造に変えていく上でや役割を果たしていると思ひますし、また、アメリカの保護主義を抑制する力も一面において持ってきたと思ひます。しかし、最近の事情等にかんがみまして、主要先進国の為替レートを基礎的な経済諸条件におおむね合致する方向に持っていくために先般のバリにおける会議が行われ、我々はこの合意を誠実に守って実行してまいりたい。それと同時に、内需振興につきましても、そこで約束したことを私たちは実現してまいりたいと考えておるところであります。

積極財政の問題でございますが、私は、やはり非常に厳しい中にはありますけれども、いわゆる臨調路線と言われているあの財政改革、行政改革の基本線は、これを守っていかなければならない。予算成立後のいろいろな実施上の問題につきましても、先ほど申し上げたとおりでございます。やはりちよつと気を緩めずと政府は肥大化されまして、そして赤字公債が累積する、そういう状況を我々は全力を振るって回避していかねばならない現状にあると考えております。

次に、補正予算の問題につきましては、本予算審議中補正を言うことは不見識であると考えております。

売上税につきましては、先ほど申し上げておりますような理由に基づいて、撤回する考えはございません。政令や省令等につきましては、今後国会の論議等も踏まえまして、よくその声も聞き、また、よりよきものをつくるために御意見を参酌いたしまして、政令、省令等について万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。アメリカに対しましては、財政赤字の縮減、輸

出努力等々につきまして累次にわたって努力を要請してきたところであります。アメリカ側も、今回の大統領の一般教書におきまして財政赤字の縮小について真剣に取り組むということもやり、アメリカ議会におきましても、グラム・ラドマン法等の制定等もありまして、真剣に取り組んでおるところでございます。この問題は、やはり日米双方がおのおの引き受けてやるべきことを誠実に実行するということが大事ではないかと思っております。

アメリカの保護主義の傾向については非常に憂慮しているところであり、アメリカ議会に対しては幾つかの貿易関連法案が提出されておりますが、アメリカ政府は、競争力を向上するということを主眼にして三〇一条を発動するという内容にした法案の用意を整えております。これらの議会と政府の関係がどういふに推移するか、我々はむしろ政府の方法の方がモデルトであると考えておりますが、ともかく我が国の正しい利益を守るために、今後アメリカの政府あるいは議会に對しましてできるだけ説明もし、努力もしてまいりたいと考えております。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 最初のお尋ねは、このたびの合意の結果、市場に万一のことがあったときに各国は具体的にどうするかという大要に核心をついたお尋ねであつたわけでございますが、当面の水準の周辺から為替レートが大きく乖離するというような状況になりますと、当然各国間で緊密な協力を行う、ここまでは文章に出ております、その点は明快でございますが、その具体的

な内容について、いわゆる介入の問題も含めまして、具体的にどのような方法でどうするかということにつきましては、事柄の性質もございまして、また、外国との関係もございましてから発言を差し控えさせていただきます、お許しをいただきたいと存じます。

ただ、御参考になるかと思つて申し上げることでございますが、この部分をどういふふうに声明に表現するかということについてはかなりの議論がございまして、ある国は、もっと明快に、具体的に、とるべきアクションを述べるべきであるという主張もございました。しかし、いろいろ議論をしておりますと、結局市場の受け取り方からいいますと、余りこういうことは直接に言わない方がむしろ有効なのではないかという考え方が多数になりました。ただししかしながら、我々の意図を市場が間違つて受け取るような、そういうことがあつてはならない、そこだけははっきりさせておこうということでのような表現になりました。たことを申し上げておきます。その間、何かの不合意があつたかということについては、一切ございません。

それから、おまえは日本代表としてどういう主張をしていったのかということにつきましては、やはりブラザ以来の動きというものは、ここまですれば我が国にとつても非常に困つた事態であるというところは、これは昨年の九月から言つておつたことでございます。それはアメリカもわかつておる。しかし今回は、それは日本にとつてばかりでなく、アメリカ自身にとつても、これ以上の急激なドル安ということはアメリカ自身のためにならないということをアメリカ自身が認め、それに

よつて合意が生まれたというところが今回の合意の本當の意味であつたと思ひます。したがいまし、アメリカはそういうことになつてもむしろそれを放任するのではないか、歓迎するのではないか、何のアクションもとらないのではないかというところは、今回の合意の背景から見ますと、従来とそこは変わつてまいつたと思ひます。

それから、それにしても今のレートでいいのかという、どの水準がいいのかということとは、これはいろいろ議論のあるところでございますから発言を差し控えさせていただきますけれども、現在の水準が我が国の経済にとって非常に厳しいということは私もよく承知をいたしております。そして、先ほど申し上げましたとおり、今回の合意は変動相場制における当面の水準を安定させるというところで、それは経済の基礎的条件、ファンダメンタルズに従つて動くということでございますから、こういうふうなドル安になり、それともうブラザ以来一年半近くなります。アメリカの国際収支が好転すると期待することは無理なことではないと私は思ひます。そういう意味で、ファンダメンタルズの間に変化があつて、それから為替の水準が変わつてくるということは十分考えられることだというふうに思つておるわけでございます。

それから次に、この予算の成立を待つて云々ということはどういふことかというお尋ねでございますが、予算が成立いたしましたとして、その経済情勢を勘案しながら、いわゆる内需振興あるいは社会資本の充実を中心に景気の持続的な拡大をより一層確実にするための施策を考えなければならぬというのを申し上げておるわけでございまして、それにつきましては予算の早期成立、早期執行を

昭和六十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号 帰国報告についての発言に対する米沢隆君の質疑

ぜひさせていただきたいということをお願い申し上げたいと存じます。(拍手)

それから、アメリカにいろいろ注文しておるのか、アメリカはどういう考えなのかということにつきましても、このたびの会議でもいろいろございまして、アメリカの財政赤字削減について、グラム・ラドマン・ホリングズ法のこともありまして、恐らく六百億ドルあるいはそれより幾らか多い削減を、行政府としてはかなり具体的にその中で努力を約束しておるわけでございます。そのほかに、最近言われております、いわゆる行政府の包括通商法案と伝えられておりますけれども、むしろアメリカ社会に競争体質をよみがえらせるための法案というふうに呼ばれておるといふ説明がございましたが、そういう意味で、これは経済だけでなく教育、科学技術等々を含めました、そういう決心をしているという説明が会議の席上で財務長官からございました。これは、アメリカの行政府に關しましては確かにそのような事態の深刻な認識があつて、改善の努力を大いにしようとしておりますことは間違いないことであろうと感得をいたしましたわけでございます。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣田村元君登壇〕

○國務大臣(田村元君) 我が国の経済実態から見ても円レートの幾らか妥当であるかというお尋ねでございます。これは本来、業種あるいは業態等によりましてさまざまなのでございます。幾らかということを一概に言い得ない難しい問題で、非常に微妙なものでございます。また、私としては、我が国経済の基礎的な諸条件を反映し、かつ産業界の合理化努力を前提として、その健全な発展を

可能とするようなレートが望ましい為替レート水準、こういうふうに考えております。

それから、現在、通産省は、我が国の産業構造が国際的に調和のとれたものへと円滑に転換していくように産業構造転換円滑化施策等各般の対策を講じてきておるところであります。今後とも、我が国経済がその活力を維持しながら国際的に調和のとれた産業構造への転換を実現していくためには、これら対策の充実強化等に加えて、経済の基礎的な条件を適正に反映した為替相場が安定的に推移することが必要であると考えております。産業構造の調整がいかなるテンポで進捗するかにつきましては、これら対策の効果、為替レートの安定度にもよりますけれども、できるだけ、調整が急激な混乱を生ずることなく円滑に進むよう努力してまいる所存でございます。

それから、一昨年来の急激かつ大幅な円高の進展は、輸出の減少、輸入の急増、国内市況の下落等を通じて、各企業の懸命の経営努力にもかかわらず、鉄鋼、非鉄金属等を初め製造業を中心に、特に、下請中小企業等、我が国産業に深刻な影響を与えております。今後一ドル百五十円台で推移した場合の影響につきましては、一概には申し上げられないものの、円高の影響を直接に受ける産業を中心に、厳しい対応を迫られることを予想いたしております。当省といたしましては、このような事態に対処するために、雇用、中小企業及び地域への影響を重視した産業構造転換円滑化対策等を講ずることとしておりまして、先般、円高等により影響を受けている事業者に対する支援措置、地域の活性化措置等を内容とする産業構造転換円滑化臨時措置法案を国会に提出したとこ

ろでございます。今後とも、これら対策の積極的展開により、設備処理の円滑化、新規産業分野の開拓、地域経済の活性化等に努めてまいる所存でございます。

それから、産業の空洞化問題でございますが、大幅な対外不均衡の是正を図り、我が国経済の中長期的発展基盤を確立していくためには、我が国産業構造が国際的に調和のとれたものへと転換していくことが必要でございます。しかしながら、この過程で雇用問題の発生、地域経済の疲弊などのいわゆる空洞化が生じる懸念もございします。今後一ドル百五十円台で推移した場合には、より厳しい状況が生じることも予想されます。したがって、これらの状況に対応するため、内需中心の高目の経済成長を図りながら、産業構造転換円滑化対策等によりまして新規産業分野の開拓、地域経済の活性化、雇用創出等を積極的に行っていくことが必要であると考えております。

それから、今回のG7、あれはG6—G7だと思ひますが、G7では、各通貨は基礎的な経済諸条件におおむね合致した範囲内にあり、為替レートを当面の水準の周辺に安定させるという相互な幅を持たせた合意がなされております。また、固定相場制ではありませんから、今後我が国やあるいはアメリカ等の自主的な努力等々でどのようにフロートしていくか、これは今、宮澤大蔵大臣から御答弁があったところであります。すなわち、円高の防止及び為替レート市場の安定を図ることにつきまして各国間で合意を見た点におきまして、一層の円高が懸念されていた近時の為替レートの動きから見れば、これは評価できることと思ひます。しかしながら、例えば中小企業の輸

出型産地においては、中小企業庁の調査にもあるように、輸出額的大幅減少、休業、廃業、倒産の増大など、円高による深刻な影響に悩まされているところでもあります。これらに対応すべく中小企業の事業転換の円滑化対策、特定地域の中小企業対策、下請中小企業対策等を柱として、きめ細かな対策を強力に推進してまいる所存であります。

また、中小企業を守る立場の通産大臣として申し上げれば、昭和六十二年予算が早期に成立しない場合には、特に中小企業に甚大な影響を生ずる懸念がございします。早期成立が最も重要であると考えております。(拍手)さらに、G7声明では、内需振興を図るため、総合的な経済対策が、経済情勢に應じ、予算成立後準備されることを明記しておりますので、総合経済対策を策定する際には、実効の上がるものとなるよう全力を尽くしていく所存でございます。(拍手)

〔國務大臣近藤鉄雄君登壇〕

○國務大臣(近藤鉄雄君) 為替レートの水準につきまして私にも御質問ございましたが、為替レートの適正水準については一概に申し上げることは困難でございます。総理や大蔵大臣の御答弁にございましたように、今般の会議では、各国は為替レートを当面の水準の周辺に安定させることに協力することが合意されたものと理解しております。

外需型から内需型へソフトランディングの問題でございますが、プラザ合意以来の為替レートの変化は、我が国経済を内需中心型の経済構造に変えていく上で重要な役割を果たすものであり、我が国としては、円高のデメリットを極力少なくす

るとともに、そのメリットを生かし、同時に内需拡大、総合的雇用対策等を推進することにより、内外均衡の同時的達成を図る考えでございます。しかしながら、内需主導型経済構造への円滑な移行には中長期の調整過程が必要であり、このための適切な施策の着手とともに、息の長い努力を継続してまいることが必要であると考えております。

今まで行ってきた総合経済対策でございますが、昨年の四月の総合経済対策は、公共事業の上半期大幅前倒し、電力、ガソリン等の引き下げ、円高差益の還元を中心としたものであり、また、五月の対策は、中小企業国際経済調整対策等を含むものでございます。また、昨年九月の総合経済対策は、公共投資等について補正予算を含む総額三兆円の事業規模を確保するとともに、民間活力を最大限に活用し、内需振興を図るための規制緩和、インセンティブの付与といったものでございます。これらの対策の六十一年度における効果につきましても、年度区分の問題等によりなかなか定量的にお示しすることは困難でございますが、しかしながら、急激な円高のもとにおいて、六十一年度において、少なくとも内需については当初見通しをわずかながら上回る程度の伸びが期待されることを考えますと、相当の効果があつたものと考え次第でございます。

最後に、先日、予算成立を前提として、予算成立後に総合的な経済対策の準備のための検討につき総理から御指示を受けたところでございます。あくまでも内需を中心とした景気の積極的な拡大を確保するため、今後の内外経済動向、国際通貨情勢等を注視しつつ、予算成立時の経済

情勢等を踏まえて、関係閣僚の御協力を得、適切かつ有効なものをつくり上げてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○副議長(多賀谷真澄君) 工藤晃君。

〔工藤晃君登壇〕

○工藤晃君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、宮澤大蔵大臣の帰国報告について、幾つかの点でたずねます。

今回のパリ合意は、一昨年のプラザ合意以来、ドル安・円高などを誘導した結果、各国間の為替レートは経済の基礎的条件を反映したものとなったなどとして、今日の異常な円高の現状を評価しているものであります。どんなでもないことであります。一体、この一年半の急激な円高で、国民の生活、日本経済はどうなったでしょうか。円高倒産は前回の円高時と比べて三倍の勢いでふえ続けている。輸出関連産地中小企業は、中小企業庁の調査によっても、輸出額、生産量はともに大幅に減少し、休業、廃業、倒産が多発し、人員整理が急ピッチで進行している。そして、いわゆる企業城下町における住民生活の破壊はいよいよ深刻であります。

昨年十二月下旬、我が党の現地調査によると、広島県因島地域では、日立造船因島工場の生産中止で、地域の有効求人倍率〇・〇五という最悪の失業地帯となり、一昨年退職した七百七十人のうち再就職できたのはわずか六十人だけ、そして、多くの方がこの一・三月に雇用保険の期限切れになろうとしているのであります。大手鉄鋼五社は、高炉の休止、生産設備の縮小とともに、四万五千人

に及ぶ人員削減を打ち出しました。協力会社を含めれば約十万人が職を失うことになり、製鉄所のある地域の住民生活、経済は崩壊に直面しております。加えて、今大企業は、一斉にこの円高を利用して、国内の労働者、下請中小企業を切り捨てながら海外現地生産を急速に拡大しております。こうして産業の空洞化が急速に進み、大量失業時代は眼前に迫っているではありませんか。

宮澤大蔵大臣、この異常円高は政治災害だ、政府の責任で何とかしてほしいという労働者、中小企業者の血の出るような叫びがあなたには届かないのでしょうか。国民の生活、経済がこのような事態にあるとき、あなたは一昨年来の円高をなお高く評価されるのかどうか、明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

我が国の中小企業はもとより、国内で生産活動を進めるどの産業分野も、今日のドル百五十円といった水準は異常円高であり、破壊的な為替相場であり、少なくとも二百円といった適正な水準に戻すことを共通して要求しております。ところが、パリ合意の声明は、「現状においては、大臣及び総裁は、為替レートを当面の水準の周辺に安定させることを促進するために緊密に協力することに合意した。」としているではありませんか。これは、日本政府がドル百五十円という最近のレートを長期にわたり続けさせる意思を積極的に表明したものであり、我が国経済を一層の破綻に追い込む許しがたい重大決定であります。

国民経済の立場から見ても、適正な為替相場の水準は購買力平価であることは言うまでもありません。よく言うファンダメンタルズというのは、アメリカがアメリカにとって都合よく使う物差しに

すぎないのであります。昨年十一月発表された労働省の調査は、消費購買力平価を一九八五年一ドル二百三十一円であるとし、最近の百五十円といったレートがいかに異常円高であるかをまざまざと示しました。今月発表されたOECDの調査も、購買力平価が八六年一ドル二百二十三円であり、同年の平均市場レート百六十九円は、購買力平価から見れば加盟国中最も過大に評価されているとしておりません。

ところで、総理は、昨年三月二十二日、参議院予算委員会、百七十四円、五円というのに行き過ぎであると述べられました。宮澤大蔵大臣も、昨年十二月三十日、ある新聞社との会見で、円相場はさらに十円ぐらい安くないと、つまり、百七十四円に戻さないと企業は苦しいとの見解を示されたことと伝えられております。また、新聞報道によると、二月五日に安倍自民党総務会長も、日本経済の安定条件は百八十円、百九十円との見解を示されたこととあります。

総理並びに大蔵大臣、あなたたちは、国内では今の円高は行き過ぎだ、是正しなければならぬと発言されながら、なぜアメリカとの協議やあるいはG5、G7の協議に参加すると一ドル百五十円を認めてしまふのですか。国内向けと外国向けでイエスとノーの使い分けは許せません。さらにまた、そもそも百五十円を日本経済にとって適正な水準と考えているのかどうか。お二人の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

周知のように、アメリカの深刻な財政の赤字、経常収支の赤字の大きさは、レーガン政権の核軍拡による軍事費の大膨張、アメリカ多国籍企業の国境なき利潤追求活動に伴うアメリカの産業空洞

化と貿易収支赤字の拡大であります。プラザ合意はアメリカ経済の苦境を救うための協力として進められてきたものであり、しかも、アメリカ政府にこの大もとにメスを入れるという最も肝心な責任を確保できなかったものであります。それゆえに、その後の大幅なドル安・円高にかかわらず双子の赤字はそのまま続いてきたではありませんか。

今回のパリ合意も、アメリカ政府にそのような責任を確保させてはおりません。これでは、今後アメリカが赤字の改善が進まぬことを理由に、日本に一層の円高やその他の無理難題を持ち出すことは必至であり、アメリカの身勝手路線が続くことになるではありませんか。この点でも、今回のパリ合意は日本国民にとって有害なものと断ずるものであります。中曽根内閣の一貫した対米追随姿勢が我が国の経済に破壊的な異常円高を招いたし、今回のパリ合意もその繰り返しでありませんか。宮澤大蔵大臣の見解を求めるものであります。

さて今日、売上税導入、マル優制度の廃止は、自民党・中曽根首相の主権者を欺く公約違反であり、直ちに撤回せよとの国民の声が全国的に沸騰し、大きな運動となっております。もとより、日本共産党・革新共同は売上税導入、マル優制度の廃止の撤回を強く求めるものであります。(拍手)ところが、パリ合意の声明は、驚くべきことに、日本政府のやることとして「今国会に提出した税制全般にわたる抜本的見直しは、日本経済の活力の維持・増進に資するものである。一九八七年度予算の速やかな実施を確保するため、その成立に全力を傾注する。」とうたっております。圧倒

的多数の国民が反対を表明していることから、また、そもそも税制は純然たる内政問題であることからも、それを、まず外国との間で方針を決め、今度は対外公約などというて国民に押しつけることは絶対に許せません。(拍手)日本の税金をどうするか決めるのは国会であり、主権者国民であります。あたかも決着済みの方針であるかのように日本政府の対外公約とするのは一体何事ですか。宮澤大蔵大臣の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

さて、輸出ラッシュで日本の大きな貿易黒字をつくり出してきた大企業は、円高にどう対応しようとしているのでしょうか。一ドル百五十円あるいはそれ以上の円高でも十分にもうけが出る体制にするため、大規模な人減らし計画を打ち出し、人権じゅうりんの退職強要も横行させ、下請中小企業には一律の大幅な単価切り下げを押しつけるなど、我が国労働者、中小企業に大きな犠牲を押しつけております。このように、大企業は一ドル百五十円を当然のこととして合理化を進め、それが数年のうちに百万人という規模で雇用機会が失われると予測されるような日本経済の大変動を起しているとき、宮澤大蔵大臣、あなたが百五十円に合意したことは、大企業のこのような合理化を正当化し、激励することではありませんか。宮澤大臣の答弁を求めるものであります。

私が冒頭に触れた大手鉄鋼五社の新合理化計画の内容は、過去のみずからの過剰投資の経営責任を不問にしている点でも、一ドル百五十円あるいはそれ以上の異常円高を長期的な前提としている点でも、さらに、円高で賃金水準が日本のわずかな六分の一と格差の開いた韓国浦項製鉄所の低賃

金、その労務費を合理化の目標とし、それに見合うコストダウン、人員削減をやろうとしている点でも、社会的に受け入れることのできない不当きわまりないものであります。(拍手)また、大手自動車メーカーは、異常円高を利用して、これまで輸出で稼いだため込んだ巨額の内部蓄積で今度は競って海外への脱出を図り、あるいは部品の供給先を韓国、台湾などに切りかえるなどして、これまた身勝手なやり方で空洞化と大量失業時代を推し進めております。

総理に伺います。日本の勤労者の労働条件を絶えず押し下げることで大企業が輸出ラッシュを押し進め、貿易摩擦を激化させ、アメリカからの円高圧力を招いてきたのに、なぜ今なお彼らが労働条件を一層押し下げ、悪循環を続けることを許しているのですか。日本の賃金は、購買力平価でアメリカの五四％、西ドイツの六四％にすぎないという低賃金、年間労働時間では、アメリカより二百四十四時間、西ドイツより五百九時間長いという長時間労働など、こういう劣悪な労働条件を改めるどころか、日本の六分の一と格差の開いた韓国の低賃金、その労務費に近づくことを目標とするような大企業の企業戦略になぜストップをかけようとしないのでしょうか。今行われている大企業による大量の人減らし、人権じゅうりんの首切りに対し、彼らに社会的責任を果たさせる立場から規制すべきであります。以上の点について、総理の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

今日の異常円高と深刻な円高不況、そして空洞化は、明らかに中曽根内閣の大失敗であります。日本共産党・革新共同は、中曽根内閣のこのよう

な経済政策と対決し、対外経済政策で何よりも自主性の確立、産業空洞化と大量の失業をつくり出す大企業へ社会的責任を果たさせるため国民の立場からの規制、このような基本方向に立って国民の生活を守り、日本経済を立て直すため一層奮闘する決意を述べ、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曽根康弘君) 工藤議員にお答えをいたします。〕

私に対する質問は二つであります。

まず、適正レートの問題であります。これは、先ほど来申し上げておりますように、経済のファンダメンタルズを反映した為替相場が長期的に安定することが望ましい。現在の状況におきましては、ともかく円高進行に歯止めをかけるということ、そして、長期的な相場の安定を図って、我が国経済が持続的な成長が維持できるように図る、こういう目標を持ちまして今後とも努力してまいりつもりであります。幾らが適正であるかという金額を明示することは適当ではございません。

次に、人減らしと合理化の問題でございます。我が国の産業は、円高によりまして厳しい状況にあり、雇用面にも影響が生じていることは我々も認識し、これに対する対策を真剣に確立してまいらなければならぬと思っております。このような情勢に対応するためには、やはり一面において安定的な為替相場の実現を図ること、それから内需の拡大を図って、雇用政策を円滑に進めるようにすること等が必要であると思ひ、なお、失業等が生じた場合に備えまして三十万人の雇用開発プログラムを実施しようとしておるところであります。労働条件の問題あるいは雇用条件の問題等

は、これは労使関係でみずから決めになることでありまして、政府が介入することは適当ではございません。政府といたしましては、先ほど申し上げましたように、失業等の問題につきましては真剣に努力してまいる用意をしておるところでございます。

残余の答弁は関係大臣がいたします。(拍手)

〔副議長退席、議長着席〕

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 現在の円の水準が我が国の経済にとって厳しいものであることは私もよく存じておるわけですが、さりとて、このたびのような国際会議で日本は百七十円あるいは百八十円でなければ嫌であるということを申ししましても、相場というものは現実にあるものでございませう、嫌であるから、したがってこの会議はもうやめようというのであれば、それは一つの立場でございます。この会議はもうまとまらない。それは一つの立場であります、さて、そういうことが日本の経済のために本当になるかならないかという点になりますと、私は、やはりここで一つの安定を認める、ともかく一応の安定をつくり出すということは、何もないよりはいい、私はそう思います。(拍手)

それから、日本政府がこのたびの会議でいろいろ政策意図を述べてきた。国内でできないことを外国で約束するのとおっしゃいましたけれども、このような会議は、各国が政策協調をする、それが為替安定のために一番大事なことでありまして、各国が自らの政策意図を述べておるのであります。できないことを約束したことはございませ

ん。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原健三郎君) 御報告いたすことがあります。

議員玉置和郎君は、去る一月二十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る一月二十七日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力された国務大臣議員玉置和郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

故議員玉置和郎君に対する追悼演説

○議長(原健三郎君) この際、弔意を表するたため、坂井弘一君から発言を求められております。これを許します。坂井弘一君。

〔坂井弘一君登壇〕

○坂井弘一君 ただいま議長から御報告がありましたとおり、本院議員、総務庁長官玉置和郎君は、去る一月二十五日逝去されました。まことに痛恨の念にたえません。

先生は、昨年七月、総務庁長官に就任以来、病魔と闘いながら、自己の政治理念を具現すべく、英邁な資質と幅広い見識をもって国政に挺身されておられました。しかし、病重くなり、病床に伏す身となられた先生は、御家族の懸命な御看護のいかにもなく、薄れる意識の中から「閣議に……、

閣議に行くから……」との切々たる言葉を最後に不帰の客となられたと聞き及んでおります。国を愛する政治家の実に壮絶な最期ではないでしょうか。(拍手)

私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、ここに謹んで哀悼の辞を申し述べたいと存じます。

玉置先生は、大正十二年、和歌山県御坊市に五人兄弟の三男として生をうけられ、中学進学を目前にして御尊父を亡くされ、以来、御母室に育てられたのであります。塗炭の生活苦の中で小さな心を痛められた先生は、一刻も早く自立するため、御坊商業学校を卒業後、単身大陸に渡り、華北交通の給費学生として北京中央路学院に進まれました。昭和十八年、卒業と同時に満鉄に入社されましたが、終戦とともに故郷へ引き揚げられ、戦後の混乱の中で筆舌に尽くしがたい辛酸を余儀なくされたのであります。

そのころ、質素な日常生活を送りながらも、高邁な理想を選挙民に訴えておられた元本院議員故早川崇先生の演説に深い感銘を受け、みずから政治への道を歩み出されました。保守合同後の昭和三十年、自民党本部に奉職し、党青年部のオルガナイザーとして東奔西走されていた先生は、昭和四十年、第七回参議院議員通常選挙に勇躍立候補し、持ち前の行動力と真摯な姿勢をもって弱者救済、政界の浄化を強く訴え、これが選挙民の信頼と力強い支援を受け、全国区第三位で初当選の栄冠を勝ち取ったのであります。(拍手)

参議院議員になられた先生は、昭和四十三年、農林政務次官に就任されたのを皮切りに初代の沖繩開発政務次官を歴任し、米の生産調整の本格的な実施や本土復帰後の沖縄県の振興開発に取り組み、大きな足跡を残されたのであります。第九十五回国会では、先生は、行財政改革に関する特別委員長として、行革関連特別法案の審議に際し、卓越した政治手腕によって円満な委員会運営に当たられました。その成立が今日の行政改革の基礎となったのであります。先生は、また、参議院予算委員会において十年間連続して総括質問に立たれ、防衛、教育等国の基本にかかわる問題について、その識見を遺憾なく発揮されたことは衆目のひとしく認めるところであります。

政界の師と仰ぐ郷土の大先輩早川崇先生の逝去に際し、郷党の懇請を受け、昭和五十八年、第三十七回衆議院議員総選挙に和歌山県第二区から立候補されたのであります。県の後進性からの脱却と明るく豊かな郷土づくりを強く訴えられた先生は、見事最高点で当選を果たされました。(拍手)

本院に議席を得られた先生は、地域の振興を図り、国土の均衡ある発展を目指して半島振興法を提唱されました。財政逼迫の折から実現不可能と見られていたこの法律案の早期成立に渾身の力を込めて当たられたのであります。その手腕は高く評価されるところであります。この法律制定のため、玉置さんと私は同じ紀伊半島に住む者として互いに協力し合った間柄でありましたが、私は、先生の法案成立にかけの熱意と執念に圧倒されたことをいまだに忘れることができません。これからは、この法律を実りあるものにするのが残された者の役目であると信ずるものであります。

昨年成立した第三次中曽根内閣において、総理のたつての要請により総務庁長官に就任された先生は、「行革に聖域はない。タブーに挑戦する」と

昭和六十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号 故議員玉置和郎君に対する追悼演説 朗読を省略した議長の報告

行草推進の決意を吐露され、農協経営、海外援助資金等の行政監察を行う方針を次々に打ち出し、国の最も困難な事業にあえて取り組まれたのであります。この積極果敢な活動こそ先生の面目躍如たるものであり、我が国の行政史上に残る大きな業績と言えましょう。一方、先生は、自由民主党にあっては十七期十三年間連続して党総務につき、党の重要施策の決定に参画され、また、司法の公正、幼児問題等幅広い分野で活躍し、党の発展に貢献されました。

玉置さんは、また郷土の発展にも骨身を惜しまず尽力されました。近畿高速自動車道の紀南への延長、白浜空港のジェット化、日高港の整備、過疎対策のための工場誘致等、郷土の産業、経済の振興のために奔走され、とりわけ同和問題には力を入れておられました。郷土の後進性を養った政治家として、そして激しいまでに故郷を思い続けた一人の人間として、「空青し。山青し。海青し。」とうたわれた美しい紀伊半島に偉大な功績を残されたあなたのことは、未永く郷土の人々の間で語り継がれることであらうでしょう。(拍手)

かくして玉置先生は、衆参両院の議員として在職すること二十一年五カ月の長きに及び、我が国政に残された足跡はまことに大なるものがあると云わなければなりません。先生は、自己の信念を剛直に貫かれた政治家でありました。みずからの政治理念を表現するためには、何物も恐れず、大胆率直に事の道理を説かれたのであります。この毅然たる姿勢とその気迫こそは、後に続く政治家に對する永遠の警告であり、不滅の教訓であると言ふべきであらうでしょう。

先生の言動についてややもすると一面のみが強調

調され、「政界の暴れん坊」と批評されることもありました。また、人間関係をだれよりも大切にすることがありました。昭和五十一年十二月、先生は、スパイ容疑を受けて韓国に抑留をされた三邦人の救出に貢献されましたが、これは単に人道上の問題ばかりでなく、「人間の偉大さ」はその人の愛の偉大さによって決まる」と日ごろ言っておられた先生の人間味あふれる心情が露呈された一コマでありました。まさに一人の政治家として、また、一人の人間としての生きざまに人々は強く心を打たれたのであります。

先生は、敬愛する人とは尋ねられると、だれはばかることなく御母堂の名前を挙げておられます。御母堂ひろさんは、いかなる困難に遭遇しても一言の不満も漏らさず、難儀に耐え、おのれの行為をもつて不言実行を子供たちに訓導し、「男はどんな逆境にあつても弱音を吐くな」と常に諭されたとのことです。先生が生涯を通じて不屈の魂と旺盛な行動力をもつて事を処せられたのも、その淵源は御母堂の御薫陶によるものでありましょう。

総務庁長官に就任された先生は、刻一刻と病魔に体をむしばまれながらも、全身全霊をもつて職務に精勵され、その執務姿勢には鬼気迫るものがありました。周りの者が気遣つても、先生は、「政治家は国家国民の消耗品であり、国にささげた命である」と平然としておられたと聞き及んでおります。我々政治に携わる者にとつてはまことに含蓄に富む言葉であり、敬服すべき政治姿勢と言ふべきであらうでしょう。(拍手)

私は、昨年十二月二十日、玉置先生をお見舞いかたがた二人で語り合う機会がありました。

先生は、「戦争がなければ平和だというわけではない。人間の尊厳が真に守られてこそ平和な社会、平和な国家と言える。弱い立場の者に対し義憤に燃えるのは政治家の使命であらう。私はこの方針で政策を進めたい」と淡々と語っておられました。死に直面し、死と闘いつつ身を賭してなおやまない烈々の気迫は、鬼神も泣かんとすることに崇高な姿でありました。そのときの玉置先生が、いまだきのうのこのように私の脳裏に深く刻み込まれております。先生は、おのが身を焼き尽くし逝かれました。先生のあの舌鋒鋭い論議も、もはやお聞きすることはできません。この痛恨、この寂寥、何をもつていやすべきであらうでしょう。

志半ばにして壮烈な人生を閉じられた先生を思うとき、先生の無念さと御家族の悲しみはいかばかりでありましょうか。察するに余りあるものがあります。先生が愛された日本は、今や未曾有の難局に直面しており、先生のような練達した政治家を失いましたことは、自由民主党のみならず、本院にとつても、国家国民にとつても大きな損失と言わなければなりません。(拍手)

その生涯を理想と信念のために燃え尽くし、みづからのために片時も休むことを求めず国務に殉じられた玉置先生の御遺徳をしのび、心から御冥福をお祈りし、今はただ幽界において、生前敬愛されてやまなかつた御母堂の温かな胸でどうぞ安らかにお休みくださいと申し上げて、追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
通商産業大臣 田村 元君
国務大臣 近藤 鉄雄君

○朗読を省略した議長報告

(通知書受領)

一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和六十一年度水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(報告書受領)

一、去る二十日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和六十一年度第二・四半期における予算使用の状況

(理事補欠選任)

一、去る二十四日、地方行政委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 亀井 静香君(理事渡海紀三朗君去る二十四日理事辞任につきその補欠)
理事 熊谷 弘君(理事岡島正之君去る二十四日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

有馬 元治君 宇野 宗佑君
月原 茂樹君 海部 俊樹君
宮里 松正君 松野 幸泰君
谷津 義男君 相沢 英之君
井上 和久君 大久保直彦君
相沢 英之君 谷津 義男君
宇野 宗佑君 有馬 元治君
海部 俊樹君 月原 茂樹君
松野 幸泰君 宮里 松正君
大久保直彦君 井上 和久君

大蔵委員

辞任

補欠

山田 英介君 坂口 力君
正森 成二君 不破 哲三君
坂口 力君 山田 英介君
不破 哲三君 正森 成二君

社会労働委員

辞任

補欠

浦井 洋君 金子 満広君
金子 満広君 浦井 洋君

予算委員

辞任

補欠

相沢 英之君 古賀 誠君
宇野 宗佑君 片岡 武司君
海部 俊樹君 白井日出男君
福島 讓二君 魚住 汎英君
松野 幸泰君 甘利 明君

大久保直彦君

坂口 力君

宮地 正介君

金子 満広君

不破 哲三君

甘利 明君

魚住 汎英君

白井日出男君

片岡 武司君

古賀 誠君

井上 和久君

木内 良明君

山田 英介君

浦井 洋君

正森 成二君

三原 朝彦君

古賀 正浩君

今枝 敬雄君

杉山 憲夫君

藤波 孝生君

山中 貞則君

山本 幸雄君

矢追 秀彦君

甘利 明君

白井日出男君

北村 直人君

今枝 敬雄君

井上 和久君

山田 英介君

木内 良明君

浦井 洋君

正森 成二君

松野 幸泰君

福島 讓二君

海部 俊樹君

宇野 宗佑君

相沢 英之君

大久保直彦君

宮地 正介君

坂口 力君

金子 満広君

不破 哲三君

古賀 正浩君

三原 朝彦君

北村 直人君

白井日出男君

甘利 明君

月原 茂樹君

古賀 誠君

水谷 弘君

藤波 孝生君

杉山 憲夫君

今枝 敬雄君

古賀 誠君

月原 茂樹君

水谷 弘君

矢追 秀彦君

山中 貞則君

山本 幸雄君

奥田 敬和君

中山 太郎君

牧野 隆守君

杉山 憲夫君

藤波 孝生君

山中 貞則君

奥田 敬和君

中山 太郎君

山本 幸雄君

健次君

柴田 健次君

児玉 健次君

柴田 健次君

児玉 健次君

柴田 健次君

児玉 健次君

柴田 健次君

児玉 健次君

柴田 健次君

児玉 健次君

柴田 健次君

児玉 健次君

柴田 健次君

児玉 健次君

柴田 健次君

児玉 健次君

柴田 健次君

児玉 健次君

柴田 健次君

児玉 健次君

柴田 健次君

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

昭和六十一年度水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和六十一年度水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(調査要求承認)

一、地方行政委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、地方自治に関する事項

三、警察に関する事項

四、消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

昭和六十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号

朗読を省略した議長の報告

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和六十二年二月二十四日

地方行政委員長 石橋 一弥

衆議院議長 原 健三郎殿

(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国公立大学入學試験問題に関する質問主意書 (玉城栄一君提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

低肺機能者対策に関する質問主意書 (草川昭三君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中村茂君提出固定資産税等の過納金の返還請求に関する質問に対する答弁書

固定資産税等の過納金の返還請求に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年二月四日

提出者 中村 茂

衆議院議長 原 健三郎殿

固定資産税等の過納金の返還請求に関する質問主意書

質問主意書

固定資産税等の課税客体に対する現況未確認、地目認定の誤謬、評価算出の誤り等、行政が責任を負わなければならない事件が、山形県酒田市、静岡県熱海市、神奈川県川崎市等で相次いで明ら

かになつてゐる。

土地の評価額は、固定資産税・都市計画税(市町村税)のほか登録免許税(国税)と不動産取得税(都道府県税)の課税基準にもなつており、納税者に与える影響が大である。

従つて、法の執行に当たつては、公正かつ厳正に行われなければならないものである。

そこで、固定資産税等の確定行為が違法である場合の賦課処分又は地目誤認等の行政上の責任で生じた過誤納金等の返還請求の消滅時効について、現行法上存在する国(行政)の優越的地位と、これに対する正当に保護されなければならない納税者の利益との調整について十分配慮されなければならないものと考えらる。

従つて、次の事項について質問する。

一 違法の賦課処分は無効である。

1 固定資産評価基準は「土地の地目は土地の現況によるものとする」として、完全な現況主義をとつてゐる。それにもかかわらず、現況確認をしないで地目変更を行い、その評価額に基づいて賦課した場合違法であり、それらの賦課処分は無効の行政行為と解することとが妥当であると考へるが、どうか。

2 従つて、無効の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の賦課処分は、地方税法第七條の五及び第十八條の三の五年の期間制限には服さないものと解すべきであるが、どうか。

二 行政責任が負うべき過誤納金等の返還請求について

1 固定資産税・都市計画税及び不動産取得税については、地方税法第七條の五及び第十

八條の三の五年の期間制限にかかわらず「何らかの措置」により納税者に対し、正当な保護を講ずるべきものと考えらるが、どうか。

2 登録免許税の過誤納金については、昭和五十五年六月六日法務省民事局第三課長回答により、「登記後五年を経過したものであつても、価額が修正された日から五年内のものについては登録免許税の還付をすべきものと考へます。」となつてゐるが、その還付は「市町村長から修正通知がなされたことにより過納となつた登録免許税還付」となつてゐる。

一方、地方税法第七條の五(更正、決定等の期間制限)により修正は五年の期間制限になつてゐるため、五年を経過している場合の修正通知は「超法規的措置」によらざるを得ない。これでは恩恵的措置となり不合理である。

従つて、法施行の整合性を確立すべきであると考へるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質一〇八第四号

昭和六十二年二月二十日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員中村茂君提出固定資産税等の過納金の返還請求に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中村茂君提出固定資産税等の過納金の返還請求に関する質問に対する答弁書

一の1について

固定資産評価基準(昭和三十八年自治省告示第百五十八号)では、「土地の地目は、土地の現況によるものとする」とされてゐることから、地目認定の変更の際に際しても、実地調査等により現況確認を行うべきものである。

一の2について

無効の賦課決定と地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十七條の五及び第十八條の三の規定との関係については、当初の賦課決定が無効であつても、新たな賦課決定は原則として同法第十七條の五の規定により法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においてははすることができず、また、無効な賦課決定に基づいて納付したことにより生じた過誤納金の還付請求権であつても、同法第十八條の三の規定により、その請求をできる日から五年を経過したときは時効により消滅するものである。

二の1について

御質問の「何らかの措置」がいかなる措置を意味しているのか明らかでないが、いずれにせよ不動産取得税、固定資産税及び都市計画税については、地方税法第七條の五又は第十八條の三の規定に定めるところに従つて処理されるべ

きもの考える。

二の2について

固定資産税については賦課決定に期間制限が設けられていること等から、原則として、当該期間の経過後における固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格等の修正は行っていないが、必要がある場合に当該修正を行うことができないわけではない。したがって、固定資産課税台帳に関する取扱いと登録免許税の取扱いとの間で特に法的な整合性に欠けるとは考えていない。

右答弁する。

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員草川昭三君提出蚕糖事業団をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

蚕糖事業団をめぐる諸問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年二月九日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 原 健三郎殿

蚕糖事業団をめぐる諸問題に関する質問主意書

私は、輸入価格の三倍もする我が国の蚕糸価格、就中国際経済の現状に背を向けた蚕糸価格安定制度の矛盾について、昨年十一月二十一日と十二月二十日の二回にわたって質問主意書を提出したが、いずれの答弁も問題点をすり替えたもので極めて不満である。しかも本制度は、生糸先物取引

引市場において特定の投機筋に利用され、蚕糖事業団の在庫は増大する一方である。これまでの同事業団の特別勘定の長期借入金、先の答弁によると千九百五十二億円で、欠損金は四百七十五億円にのぼっている。

更に、最近在庫生糸にカビが生える事件が発生し、同事業団はこれを指名入札で、特定業者に放出し、関係団体から強い批判を受けている。今のまま現制度を放置するならば、臨調答申、会計検査院の指摘を無視する行為となり重大な結果を生むことになる。よつて次の質問をする。

一 蚕糖事業団(以下、事業団)は、本年一月、カビが発生した在庫生糸(五十四年度分)五百十二俵を西陣産地糸商七社に指名入札で売り渡したというが、どうして一般競争入札の方法によらず指名入札を行ったのか、その理由及び法的根拠を明らかにされたい。また、カビが発生した糸を同様の方法により売り渡した例が過去にあるのか、あれば具体的に示されたい。

二 この入札は、農林水産大臣の承認を得て行われたものなのかどうか明らかにされたい。

三 事業団は、前記の五百十二俵すべてにカビが発生したことを確認した上、売渡しを決定したのか明らかにされたい。また、最初にカビを発見したのは、いつ、どこで、だれなのか具体的に示されたい。

四 今回のカビが発生した生糸は、いくらで売り渡したのか金額を示されたい。

五 同人札における最低予定価格は、通常の売渡し価格に比べ安く設定されているといわれるが、どのような方法で算出したものかその根拠を明らかにされたい。また、予定価格の積算

が、事業団の契約責任者の故意又は重大な過失によつて事業団に損害を与えたとすれば、「予算執行職員等の責任に関する法律」に準じた形で処分が行われるべきと考えるが、一般論として見解を求む。

六 私の試算によると、事業団が五十四年に買上げた糸の現時点での評価額は、当時の事業団買入れ価格一万四千三百円/kgに、現在までの八年間の金利・倉庫料(一カ月当たり百円/kgとして)を加算すると二万三千九百円/kgになる。これを平均七千五百円/kg(今回の売渡し価格は六千五百〜八千五百円と伝えられている)で五百十二俵を売り渡したとすれば約五億円の損になり、事業団の損失を増大させることになる。当局はこの際、在庫品の買入れ年度別の原価計算を行い、その結果を明らかにすべきと思うが見解を求む。

七 昨年来、実需者以外により、横浜・神戸の両取引所を通じ品受けされた生糸が、取引所の指定倉庫から一般倉庫へ移動され、ある期間を経て事業団の買上げにより再び指定倉庫に戻る例がある。空調設備の不十分な一般倉庫(指定倉庫は温湿度の調整や害虫の駆除を定期的に実行している)に積まれている間にカビや害虫が発生していた場合、事業団はその責任をどこに求めるのか。一般論として明らかにされたい。

八 十二月五日の政府の答弁書(内閣衆質一〇七第一五号)によると、事業団の在庫生糸については、処理の円滑化を図つていいるとある。しかし、事業団は六十二年十二月に一万六千三百五俵、六十二年一月には四千三百七十五俵の国産糸を買い入れ、在庫総量は、六十二年十二月末

で十五万五千九百俵、六十二年一月末現在で十五万四千三百三十二俵と、私の指摘後増加をしていいる。この事実をどう見るのか見解を明らかにされたい。

九 日本器械製糸工業組合(以下、日器工)は、行政当局の強い指導を受けながら、生糸生産出荷の抑制策を行つてきたが、昨年十一月の私の質問主意書(質問第一五号)を契機に、公正取引委員会より、独禁法に抵触する恐れがあるとの指摘があつたので撤回すると通達(日器工61発第36号)を出している。行政当局は、この組合にどのような指摘をしたのか。また、その際当局は組合に不況カルテルの申請を勧めた事実があるのか、併せて明らかにされたい。

十 日器工は、本年一月、臨時総会を開いて、安定基準価格の維持と強固な糸価対策として、同組合の借入金限度額八億円を百億円に引き上げることを決めた。製糸団体が、自ら生産した製品を大量の資金をもつて先物取引市場で買入れによる価格操作を行うことは、商品取引所法等に違反すると思われるが、一般論としての当局の見解を求める。

十一 六十二年一月二十日付の日器工の「糸価対策に関するメモ」によると「日器工の市場介入価格は一万一千九百円とする」とある。しかし、一月三十日付の「常任理事会議事報告について」(日器工61発第45号)によると「農水省と最終協議を重ねた結果、当局から一万二千円で買入れえることで両者は漸く合意することが出来た(要旨)」とある。両者の主張する買入れ価格には隔たりがあるが、農水省のいかなる指導をもつて合意に達したのか、この際その理由とこ

昭和六十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号

朗読を省略した議長の報告 資金運用部資金法の一部を改正する法律案及び同報告書

内閣衆議一〇八第五号

昭和六十二年二月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員草川昭三君提出蚕糖事業団をめぐる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出蚕糖事業団をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)が昭和六十二年一月に行つたカビ害が発生した生糸の売渡しについては、カビ害の発生した生糸は先染め織物用に使用する等用途が限定されており、売渡しに係る当該生糸の適正な使用を確保するためには、ねん糸を製造しこれを先染め織物業者に販売する実績を有する者に対して行うことが適当であることから、一般競争入札の方法によらなかつたものである。また、当該売渡しは、繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三十号。以下「法」という。)(第十二条の二第一項の規定に基づき実施したものである。なお、過去には同様の方法によりカビ害が発生した生糸が売り渡された例はない。

二について

当該生糸の売渡しについては、法附則第四項の規定により読み替えて適用される法第十二条

の二第一項の規定に基づき、法附則第三項の農林水産大臣の承認を受けた計画の定めるところにより実施されたものであり、その価格については、同条第三項の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けて定められたものである。

三について

当該生糸の売渡しは、原則として十俵を単位とする荷口で行われており、カビ害の発生を確認についても当該荷口ごとに行われた。また、カビ害は、昭和六十年十月に、五泉その他の織物産地で、同年九月に事業団から生糸の売渡しを受けた者により、最初に発見されたものである。

四について

当該生糸一キログラム当たりの売渡価格は、カビ害の程度により荷口ごとに異なるが、六千五百円から八千五百円程度である。

五について

当該生糸の売渡予定価格は、事業団が、学識経験者及び生糸流通業者の意見を参考として、荷口ごとのカビ害の程度に応じて、時価に準拠して算出したものである。したがって、当該売渡予定価格の設定により、事業団に損害を与えた事実はない。なお、一般論として、事業団の職員が故意又は過失により事業団に損害を及ぼしたときは、事業団の内規により、適切に処分することとなつてゐる。

六について

事業団の在庫生糸の評価については、事業団は、毎事業年度、荷口ごとに個別原価法に基づき算定し、その合計額を長期保管生糸期末棚卸高として、決算書において明らかにしていると

ころである。

七について

事業団は、御指摘のような事態の発生に対処するため、生糸の買入れに際しては、売主に対して現物担保責任を課しているところである。

八について

事業団は、法に基づき、繭及び生糸の価格の安定を図るため、生糸の買入れ、売渡し等の業務を行うことができるものとされており、買入れが行われた場合には一時的に在庫が増加することになる。

九について

公正取引委員会は、昭和六十一年十二月、日本器械製糸工業組合(以下「日器工」という。)が組合員の生糸の生産数量及び出荷数量を制限していた疑いが認められたので、日器工に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第八条に違反するおそれがあるとして警告を行つた。なお、その際、公正取引委員会は日器工に対し不況カルテルの申請を勧めた事実はない。また、農林水産省としては繭生産の現状等にかんがみ生糸生産上の対策が必要な事態に立ち至つてゐる旨を表明しているところである。

十について

一般論として、製糸会社及びその団体が商品市場において生糸の買入れを行うこと自体が商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)違反となるものではない。

十一について

日器工は、生糸価格が低落した昭和六十一年九月以来、安定基準価格(昭和六十一年生糸年度

においては、一キログラム当たり一万二千元)を維持するための糸価対策を行つてきたところであり、昭和六十二年一月においても、従来の経緯を踏まえ、農林水産省との話し合いの結果、安定基準価格の維持のため、従来どおりの糸価対策を行つたものである。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る二十四日、内閣から、衆議院議員新村勝雄君提出農島交通株式会社の不営管に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十二年三月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年二月十三日

内閣総理大臣 中曾根康弘

資金運用部資金法の一部を改正する法律案
資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「本条中」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 資金運用部預託金には、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに、郵便貯金事業の健全な経営の確保、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政の安定並びに積立金その他の資金

を資金運用部に預託するその他の事業等の健全かつ適正な運営の確保に配慮して、約定期間に応じ、政令で定める利率により利子を付する。

4 第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額に対しては、その金額の預託されていた期間が一月未満のときは利子を付さず、当該期間が一月以上のときは、前項の規定にかかわらず、当該資金運用部預託金の預託されていた期間、同項の利率その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、同項の利率より低い利率により利子を付する。

第四項第六項を同条第七項とし、同条第五項中「払いもどしをした日の外」を「払戻しをした日のほか」に、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、前二項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、資金運用審議会の意見を聴かなければならない。

第七條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号、第四号、第六号及び第八号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第九号中「本条中」を「この条において」に改め、同項第十一号中「貸付」を「貸付け」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 外国政府、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券

(次項において「外国債」という。)

第七條第二項中「金融債の下に」又は「外国債」を加え、「三分の一」を「それぞれ三分の一又は十分の一に、こゝを」を「超えて」に改める。

第八條中「適正にするため」を「適正にし、あわせて資金運用部預託金に付する利子の利率の決定

に資するため」に改める。

第九條第一項中「重要事項」の下に「並びに資金運用部預託金に付する利子に関する事項」を加え、同条第二項中「資金運用部資金の運用」の下に「及び資金運用部預託金に付する利子」を加える。

附則第十三項から第二十項までを削り、附則第十二項を附則第十四項とし、附則第十一項の次に次の二項を加える。

12 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号) 第八條の規定により資金運用部に預託された資金(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号) 第三條第七項の規定による預託金となつたものを含む、約定期間が一年未満のものを除く)に対しては、第四條第三項及び第四項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同条第三項の利率(同条第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行つた金額については、同条第四項の利率)を超える利率により利子を付することができ

る。

13 第四條第五項の規定は前項の政令の制定又は改正の立案について、同条第六項の規定は前項の規定により付する利子について準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の資金運用部資金法(以下「新法」という。)の規定第七條第一項第十二号及び第二項の規定を除く。は、新法第四條第三項及び第四項並びに附則第十二項の規定に基づき政令の施行の日以後に預託する資金運用部預託金に付する利子について適用し、同日の

前日までに預託された資金運用部預託金に付する利子については、なお従前の例による。

3 資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項から第九項までを削る。

理 由

最近における経済金融環境の変化に対応して、資金運用部預託金の預託利率について、その法定制を改め、これに委任するとともに、資金運用部資金の運用対象を外国債に拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

最近における内外の経済金融環境の変化に対応して、資金運用部資金の機能を円滑に發揮し、国民経済の要請に一層的確に應えるため、資金運用部預託利率について、市場金利の動向に対応し、弾力的に変更を行うとともに、資金運用部資金の運用対象を拡大する必要があるとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 資金運用部預託金には、国債の金利その他の市場金利を考慮するとともに、郵便貯金、厚生年金等の預託者側の事情に配慮して、資金運用審議会の意見を聴いたうえで、約定期間に応じ、政令で定める利率により利子を付することとする。

2 資金運用部資金を外国政府、国際機関及び外国の特別の法人の発行する債券に運用でき

るものとし、その金額は、資金運用部資金の総額の十分の一を超えてはならないこととする。

3 その他資金運用審議会の権限、簡易生命保険及郵便年金特別会計の余裕金に付する利子の特例等について所要の規定を設けることとする。

4 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近における経済金融環境の変化に対応して、資金運用部預託金の預託利率について、その法定制を改め、これを政令に委任するとともに、資金運用部資金の運用対象を外国債に拡大するための措置として、本案は、時宜を得た適切なものとの認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十二年二月二十五日
大蔵委員長 池田 行彦
衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

資金運用部資金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 国民年金・厚生年金積立金の財源の強化のための事業については、その充実に努めること。

二 資金運用審議会の運営に当たっては、年金掛金の提出者の意見が反映されるよう配慮すること。

昭和三十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

昭和三十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

昭和三十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

昭和三十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号

昭和六十二年二月二十六日 衆議院會議録第八号

衆議院會議録第六号中正誤

ハシ 段 行 誤 正
九 三 二 佐野 仁彦 佐藤 仁彦

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

一二四

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五五 四二(大代)

一定価一部
一〇円部